

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 4 号

令和 7 年（2025年） 2 月 27 日（木）（第 4 日）

吹田市議会会議録 4 号

令和 7 年 2 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 7 年 2 月 27 日 午前 10 時開議

- 1 報告第 3 号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
- 2 議案第 45 号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 1 号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定について
 - 議案第 3 号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 5 号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 6 号 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 7 号 吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 8 号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 9 号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 10 号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 11 号 吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 17 号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について
 - 議案第 20 号 旧津雲台第 1 住宅及び旧佐竹台住宅の土地の処分について
 - 議案第 22 号 こども園における事故に係る損害賠償額の決定について
 - 議案第 23 号 中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者の指定について
 - 議案第 25 号 市道路線の認定、廃止及び変更について
 - 議案第 26 号 令和 7 年度吹田市一般会計予算
 - 議案第 27 号 令和 7 年度吹田市国民健康保険特別会計予算
 - 3 議案第 28 号 令和 7 年度吹田市部落有財産特別会計予算
 - 議案第 29 号 令和 7 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
 - 議案第 30 号 令和 7 年度吹田市介護保険特別会計予算
 - 議案第 31 号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第 32 号 令和 7 年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
 - 議案第 33 号 令和 7 年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
 - 議案第 34 号 令和 7 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
 - 議案第 35 号 令和 7 年度吹田市水道事業会計予算
 - 議案第 36 号 令和 7 年度吹田市下水道事業会計予算
 - 議案第 37 号 令和 6 年度吹田市一般会計補正予算（第 8 号）
 - 議案第 38 号 令和 6 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議案第 39 号 令和 6 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議案第 40 号 令和 6 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議案第 41 号 令和 6 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第42号 令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 令和6年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第44号 令和6年度吹田市下水道事業会計補正予算（第1号）

4 一般質問

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	水道事業管理者職務代理者 水 道 部 長	原 田 有 紀
危 機 管 理 監	岡 田 貴 樹	総 務 部 長	大 山 達 也
行 政 経 営 部 長	今 峰 み ち の	税 務 部 長	中 川 明 仁
市 民 部 長	中 村 大 介	都 市 魅 力 部 長	井 田 一 雄
児 童 部 長	北 澤 直 子	福 祉 部 長	梅 森 徳 晃
健 康 医 療 部 長	岡 松 道 哉	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	真 壁 賢 治
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	杉 公 子
消 防 長	笹 野 光 則	理事（子育て支援センター担当）	岸 上 弘 美
理事（福祉指導監査担当）	伊 藤 さ お り	理事（公共施設整備担当）	伊 藤 登
理事（地域整備担当）	梶 崎 浩 明	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	山 下 栄 治	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	道 場 久 明		

○ 出席事務局職員

局 長	古 川 純 子	次 長	岡 本 太 郎
参 事	守 田 祐 介	主 幹	井 上 孝 昭
主 幹	稲 見 敦 史	主 査	水 落 康 介
書 記	古 川 輝	書 記	三 枝 暉 秋

○
(午前10時 開議)

○**泉井智弘議長** ただいまから2月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御承知願います。

本日の署名議員を私から指名いたします。

27番 白石議員、32番 乾議員、以上両議員をお願いいたします。

これより議事に入ります。

○**泉井智弘議長** 日程1 報告第3号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。消防長。

(消防長登壇)

○**笹野光則消防長** 御上程いただきました報告第3号 損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして御説明申し上げます。

このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

追加議案書の5ページをお願いいたします。

専決処分年月日は、本年2月17日、損害賠償額は33万4,455円でございます。

事故の概要でございますが、本年1月9日、午前8時41分頃、南消防署職員運転の救急車が、高城児童会館南西側付近の、吹田市高浜町14番地先の市道において、切り返しのため後進したところ、同車の左前部が、同市道沿いの住宅の敷地に駐車していた相手方個人所有の普通乗用車に接触し、同車が損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額給付されるものでございます。

公用車における車両運行につきましては、万全を期するよう常々指導しているところでございますが、事故後、安全運転に関する教養を実施するなど、改めて車両安全運行及び安全管理の徹底を図るよう職

員に注意喚起を行いました。

今後とも車両運行及び業務執行上の安全管理につきましては、なお一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○**泉井智弘議長** 報告が終わりました。

○**泉井智弘議長** 次に、日程2 議案第45号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。消防長。

(消防長登壇)

○**笹野光則消防長** 御上程いただきました議案第45号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

追加議案書の7ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、損害補償の給付額の算定基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額等が改定されましたことから、本条例においても同様の改正を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、追加議案参考資料により御説明申し上げますので、追加議案参考資料5ページの現行・改正案対照表をお願いいたします。

第5条第2項第2号の改正につきましては、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額及び最高額をそれぞれ引き上げるものでございます。

第3項の改正につきましては、扶養に係る補償基礎額の加算額について、配偶者に係る加算額を引き下げ、子に係る加算額を引き上げるものでございます。

第4項の改正につきましては、政令改正に伴う文言の整備でございます。

6ページの別表の改正につきましては、消防団員の補償基礎額を引き上げるものでございます。

議案書の7ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は本年4月1日から施行し、同日以後に支給すべき事由の生じた損害

補償及び同日以後の期間について支給すべき傷病補償年金等について適用することといたしております。

以上が本案の提案の理由及びその概要でございます。よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問は後日に受けることにいたします。

○

○泉井智弘議長 次に、日程 3 議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 5 号から議案第 11 号まで、議案第 17 号、議案第 20 号、議案第 22 号、議案第 23 号及び議案第 25 号から議案第 44 号まで、並びに日程 4 一般質問を一括議題とし、昨日に引き続き質問を受けることにいたします。

通告順位により順次発言を願います。20 番 竹村議員。

(20 番竹村議員登壇)

○20 番 竹村博之議員 それでは、個人質問をさせていただきます。

スモークフリーについてお尋ねします。

質問 1、スモークフリーシティ・すいたについて、まず御説明ください。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 本市が目指すスモークフリーシティとは、喫煙者を含めた全ての市民の健康を守り、誰もがたばこによる害を受けることのない、健康で快適に暮らせるまちであるとしております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20 番 竹村議員。

(20 番竹村議員登壇)

○20 番 竹村博之議員 質問 2、取組状況と実績についてお聞かせください。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 スモークフリーシティの実現に向けた主な取組内容と実績といたしましては、まず市報すいたや市ホームページ、SNS 等を活用した情報発信のほか、イベント等での啓発を実施しております。また、事業者との協賛事業者制度を昨年度創設し、本年 1 月末現在で 564 事業者に登録いただいております。さらに禁煙治療費一部助成制度

である禁煙チャレンジや、専門職による禁煙相談を実施しており、昨年度は同制度の開始届出数が 68 件ございました。卒煙支援ブースで同制度の周知と、喫煙者に直接禁煙を促す啓発を行っており、同ブースをきっかけとして 12 件の届出がございました。

その他といたしまして、小・中学校での啓発展示を昨年度 8 校で実施したほか、学校薬剤師によるたばこの害に関する授業を実施しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20 番 竹村議員。

(20 番竹村議員登壇)

○20 番 竹村博之議員 質問 3、卒煙支援ブースについてお聞きます。

従来の喫煙所ではなく卒煙支援ブースとした理由、設備的な定義と設置状況、関連する経費等についてお聞かせください。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 まずは、健康医療部からお答えいたします。

卒煙支援ブースにつきましては、従来の開放型の喫煙所から漏れ出す煙や臭い、ポイ捨てに関する苦情のほか、喫煙率の減少を目的とした効果的な啓発に関する課題の解決を目的に設置したものでございます。

設備における明確な定義はございませんが、煙が漏れ出すことが少ない密閉型の構造で、内部ではモニターによる禁煙を促す動画放映やポスター等により、喫煙者へ直接的にアプローチすることができる施設と考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20 番 竹村議員。

(20 番竹村議員登壇)

○20 番 竹村博之議員 質問 4、江坂公園と豊津公園にある開放式喫煙所が密閉式に変わり、この 1 月から使用開始され一月がたちました。短期間にもかかわらず、管理上の重大な問題が発生しているとお聞きをしています。詳細にお聞かせください。現状はエアコンが設置をされ、紙巻きたばこエリアと電子たばこエリアとが分離をされ、大変快適な喫煙所で、卒煙支援ブースというふうには見受けられません。

今後どうするおつもりなのかお聞かせください。

○泉井智弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 まず環境部より、ブース管理上の事案について御答弁申し上げます。

当該事案につきましては、豊津公園卒煙支援ブースにおきまして、本年1月28日、午前1時過ぎ、ブース開放時間外に室内に閉じ込められた方が、施錠解除ボタンを解錠せず、排煙窓から無理に外に出たため、窓が破損したものでございます。そのため、同日付で吹田警察署に被害届を提出し、現地にて施錠解除ボタンを分かりやすく表示するとともに、本市ホームページにてブースの適切な利用方法について掲載したところです。なお、今月中には修理を完了する予定でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 続きまして、健康医療部からお答えします。

江坂及び豊津公園に設置した卒煙支援ブース内での禁煙支援の取組といたしまして、禁煙チャレンジに関するポスターを各エリアに掲示しております。今後につきましても、強く禁煙を促すデザインや、喫煙に関する意識調査のデータ等のポスターを定期的に入れ替えながら、特に就労世代を意識したアプローチを実施する予定でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 環境部長、先ほどの質問で答弁が漏れておりますので、再度、答弁を願います。

環境部長。

○道澤宏行環境部長 申し訳ありません。卒煙支援ブースの設置状況及び経費について御答弁申し上げます。

まず、卒煙支援ブースの設置状況につきましては、昨年度に実施しましたJR岸辺駅北口、JR吹田駅北口、今年度に設置しました江坂公園、豊津公園の合計4か所でございます。

次に、関連する主な経費につきましては、JR岸辺駅北口及びJR吹田駅北口の2か所の卒煙支援ブースにおける昨年度の経費につきましては、設計委託料及び工事費用が約3,914万円、電気代が37万円、

保守点検費が約134万円、警備費が約34万円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

(20番竹村議員登壇)

○20番 竹村博之議員 質問5、健康増進法では、受動喫煙防止対策として、官民間問わず屋内は原則禁止であります。また、屋外においては本市条例で、民間所有地を除いて、歩きたばこは市内どこでも禁止、重点地区においては喫煙そのものを禁止をしています。にもかかわらず、本市は当初から重点地区において、吹田市公認の喫煙所を設けました。開放式の喫煙所では、受動喫煙の被害に対して、市民の切実な声上がるのは当然であります。設置者である市の責任が問われる事態となり、結局、多額の費用をかけて密閉式喫煙所を設置せざるを得ないことになっているのが今日の状況ではないでしょうか。

先ほどお聞きしましたように、吹田市が喫煙所を設けることは、当初の設置費用だけではなく、毎年の維持管理費や路上喫煙防止啓発員など、人員の配置も含めた多額の税金を費やすことになります。市民からは、たばこ製造関連企業が喫煙所の設置費用等を負担するのは、単なる善意や社会貢献からではなく、それによって企業イメージを高めつつ、将来にわたり利益を追求するための企業戦略的なやり方であり、本市がそれに加担していると思われても仕方がないと、こういう厳しい意見も寄せられています。

スモークフリーシティを本当に標榜するのであれば、将来を見据えてどのように対応していくことがいいのか、しっかりと検討し、市民に説明することが必要ではないでしょうか。市長の御所見をお聞かせください。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 まずは、担当から御答弁申し上げます。

本市が目指すスモークフリーシティにつきましては、短期的に実現できるものではなく、中・長期的な視点での取組が必要と考えております。現在、大きく三つの視点から取組を進めており、1点目とし

て、企業や地域団体等の多様な主体との連携による、たばこが吸いにくい雰囲気醸成、2点目として、喫煙者の属性に応じて個別アプローチを行う禁煙支援の充実、3点目として、20歳未満の人へのたばこを吸わせない教育を掲げております。今後とも、こうした観点から効果を見定めながら、総合的に粘り強く取組を進めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま引用されましたようなネガティブな意見は初めてお聞きをいたしました。改めて市民にその真意を御理解いただく必要を感じております。たばこをめぐる社会状況が次第に変化をする中で、これまで本市は様々な先進的でオリジナルな策を講じてまいりました。そして、それらが本市が目指すスモークフリーシティの実現に一步步近づきつつある手応えを、市民と共に感じております。引き続き、さらなる効果的な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 意見を申し上げます。取組についての三つの視点が説明されました。より具体的な施策の実践を求めたいと思います。

卒煙支援ブースについては、その効果は一定認めるところであります。先ほど述べましたように、多額の初期費用と維持管理費用、啓発費の人件費などを含めれば、毎年多くの税金が費やされます。たばこ製造関連企業からの提供を受けることについての懸念する市民の意見があることも紹介いたしました。取組内容や設置の在り方について、しっかりと検証するとともに、市民への説明責任を求めていると思います。

次の質問に移ります。地区公民館の大規模改修についてお尋ねします。

質問1、地区公民館の大規模改修が年次的に行われています。老朽化した施設であり、トイレの改善やバリアフリー化など改修は必要です。示された当

初予算の主な取組として、2025年度から2030年度にかけて9館実施とあります。各館の施設改善の詳細についてお聞かせください。

○泉井智弘議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 地区公民館の改修につきましては、外壁防水などの外部改修や、諸室内装等の内部改修を実施し、施設の長寿命化を図るものでございます。また、各館の状況に応じまして、エレベーターや多目的トイレの設置、段差の解消など、安全性の確保やバリアフリー化を進めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 質問2、大規模改修となると、工事期間は長期になると予想されます。地区公民館は全ての世代にわたる生涯学習の拠点施設であり、公民館活動への影響が大きいと推測されます。工事期間中の代替施設が求められます。また、利用者である地域住民の理解と協力が必要です。関係者への説明の方法や時期等についてもお聞かせください。

○泉井智弘議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 休館中につきましては、生涯学習や公民館活動の継続が重要と考え、主催講座による学習機会の提供ができるように、代替の事務スペースの確保に努めております。グループ活動をされている方々の活動場所につきましては、代替施設の提供は困難な状況ではありますが、近隣施設の情報提供などの支援をしております。地域の皆様をはじめ、公民館を御利用されている方々には、計画の進捗状況等に応じて説明の場を設け、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 次に、視覚障がい者の安心、安全のまちづくりについてお尋ねします。

安心して住み続けられる安全なまちづくりは、市民みんなの願いであり、地方自治体の役割です。誰にもやさしいまちづくりを願って以下質問します。

歩道の点字ブロックの点検、増設について。先日

の寒い夜であります。江坂駅から東に歩いて300m程度の幹線道路、これは国道479号線大阪内環状線ですが、この道路の歩道で白杖を持つスーツ姿の方が東方面に向かって歩いておられました。点字ブロックが歩道ではなく、歩道の端のコンクリートブロックで足元を確かめながらも、着実な歩みをされておりまして、いつもの道の仕事帰りかなと、こういうふうに思いました。途中で道路標識が出っ張っていたり、水路があり、大丈夫かなということで、その方の姿を追いかけておりました。改めて多くの市民が行き交う幹線道路の歩道で、点字ブロックがないのは、やはりおかしいなと、こういうふうに気がつきました。

そこで質問です。質問1、視覚障がい者用の点字ブロックの設置基準についてお聞かせください。市内の道路管理は大阪府、吹田市と分かれているのは承知をしておりますが、利用する市民には区別はありません。市民の安全にとっての必要性が重要だと考えますが、その辺りの検討、関係機関との連携はどうされているのでしょうか、お答えください。

○泉井智弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 視覚障がい者用誘導ブロックにつきましては、道路の移動円滑化に関するガイドラインに設置基準が記載されております。歩道等、視覚障がい者の移動円滑化のために必要であると認められる箇所に敷設するものとなっており、具体的には、新設の都市計画道路やバリアフリー基本構想で指定されている生活関連経路などに設置をしております。

関係機関との連携につきましては、生活関連経路の指定などについて、バリアフリー基本構想策定時に協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

(20番竹村議員登壇)

○20番 竹村博之議員 バリアフリー基本構想については、また改定の時期が来るとしますので、ぜひそういったことも含めてお願いしたいと思います。

質問2、点字ブロック設置の優先順位の決め方についてお聞かせください。また、当事者の声を聞く

ことも大変大事だと思いますが、具体的にお聞かせをください。

○泉井智弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 優先順位につきましては、バリアフリー基本構想に基づく生活関連経路等のうち、道路の劣化や歩行者等の通行量などを勘案して総合的に判断を行っており、計画的な整備に努めております。

当事者からの声につきましては、令和5年度（2023年度）から取り組んでいるバリアフリー基本構想などの策定の際に、ヒアリングやアンケート調査を実施しております。その中では、具体的な要望について現時点ではお聞きしておりません。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

(20番竹村議員登壇)

○20番 竹村博之議員 ぜひ当事者の方の声を引き続き聞く努力を進めていただきたいと思います。

次に、横断歩道の音響式信号機設置についてお尋ねします。

質問3、毎年、視覚障がい者関係団体から、音響信号機設置についての要望書が吹田警察署に提出をされています。2025年度の要望書では、例えば豊津交番前信号機についての要望、あるいは千里山跨線橋西交差点信号機周辺の横断歩道信号機での設置の要望などが出されています。その他、合わせて16か所についての要望書が吹田警察署に提出されているとお聞きをしますけれども、吹田市も把握されているのでしょうか、大阪府との連携はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○泉井智弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 御質問の、吹田市視覚障がい者福祉会から提出されている音響式信号機16か所の要望書につきましては、本市も把握しており、16か所中2か所について設置できたことを確認しております。また、当該要望書につきまして、現時点で大阪府と具体的な連携ができていないため、今後、情報共有などを進め、連携に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 今年度設置2か所ということで、紹介しますが、1か所は阪急千里山駅東ロータリー前信号機と、それからもう一つはローソン吹田片山2丁目店前信号機ということであります。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、公園についてお尋ねします。公園の改修に伴う緑の保全について。

質問1、昨年の10月に垂水町にある玉の井公園で、改修工事についての現地説明会がありました。当日、多くの周辺住民と自治会役員の方と一緒に参加させていただきました。改修工事により多くの樹木が伐採されることを知った住民の方が、計画の見直しを求められ、それを受けて土木部が現地説明会を申し入れ、実現したとお聞きしています。

説明会では様々な意見が出されましたが、お互いの考えについての理解も深まり、有意義な場になったのではないかと思います。後日、担当部から伐採樹木や公園施設の位置の見直しが示されております。引き続き、各地の公園で規模は様々ですが、改修事業が行われます。住民の声をしっかりと聞くとともに、緑の保全を進めていくことを求めます。御所見をお聞かせください。

○泉井智弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 御質問いただきました玉の井公園も含め、公園の改修を行う際には、公園や改修の規模にもよりますが、計画、設計の段階から地元の連合自治会や自治会に説明を行い、可能な限り御要望や御意見を反映させた内容で整備を行っております。

改修に伴う植栽の再整備につきましては、樹木健全度調査の結果も参考に、シンボルツリーとなるような樹木、樹勢のよい樹木、公園の改修に影響のない樹木は保全しますが、施設整備に支障となる樹木、大径木化し、周辺環境を悪化させている樹木などは伐採し、地元の御意見も参考にしながら、新しい樹木を植栽する方針で、緑の保全に努めております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 次に、江坂公園の諸課題についてお尋ねします。

質問2、江坂公園がリニューアルされて二十数年が経過をし、以前から植えられていた樹木が朽ち果てたり、台風で倒れたりして、公園北側のポプラ並木、公園東側の桜並木が寂しくなっています。現状について市の認識をお聞かせください。

日頃から公園を利用し、すいたスマイル体操や清掃などをしていただいている地元住民の皆さんからも、改善の要望をお聞きしており、過去に糸田川の遊歩道沿いに桜の苗木を市民からの寄附で植樹したことがあり、そういったことを含めて検討してほしいとの提案であります。いかがでしょうか、市長の御見解をお聞かせください。

○泉井智弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 まずは、担当から御答弁申し上げます。

江坂公園北側にあるポプラ並木については、本市を代表する並木の一つであると認識しており、樹形が悪くなってきた樹木については、一部更新に向けて、大阪府が実施している令和7年度（2025年度）府域の公共施設における緑化に係る寄附事業に申請を行っているところでございます。

東側の桜については、樹齡的に限界が近づいてきているため、指定管理者と連携を図りながら、更新の検討を図ってまいります。更新により安全確保及び景観向上を図り、安全で身近な緑空間を創出してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 平素から江坂公園を愛していただき、ありがとうございます。ただいまの担当からの御答弁のとおり、本市の誇りである多くの公園の整備に、樹木を愛する市民のお力もいただきながら、御理解もいただきながら、継続して取り組んでまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 最後、意見を述べたいと思い

ます。

江坂公園の諸課題についての意見を述べます。現在、江坂公園では、多目的広場周辺の排水機能の改修工事と一部遊具の更新工事が行われています。担当部には、排水機能の早期の改善を求めてまいりましたし、市長にも何かの折に現地にて直接お願いをしておりましたので、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

また、桜並木については、前向きの答弁をいただきました。江坂公園をこよなく愛する議員として、引き続き発信してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これにて質問を終わります。

○泉井智弘議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 大阪維新の会、今西洋治でございます。発言通告どおり個人質問をさせていただきます。

まず初めに、自衛隊の訓練中に発生した事案による吹田市立自然の家への影響について質問いたします。

令和7年2月4日正午に、陸上自衛隊中部方面総監部からの報道によると、令和7年2月3日の午後2時40分頃、滋賀県高島市の饗庭野演習場で、陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊が、155mmりゅう弾砲の射撃訓練中、1発の砲弾の着弾が確認できない事案が発生しました。これまでのところ、けが人などの被害に関する情報はなく、吹田市立自然の家での被害もないとのこと。砲弾が演習場外に着弾した可能性も否定できない等の見解もあります。

そこで質問です。砲弾の行方も含めて、その後の新しい情報があればお答えください。

○泉井智弘議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 着弾地不明事案につきましては、陸上自衛隊によりますと、搜索活動は継続されているものの、天候不良、積雪などの事情により、現時点で発見には至っていないとの報告を受けております。

これまでの搜索において、地表面には砲弾が存在せず、地下に埋没した可能性が高いと判断されてお

り、現在、民間技術を活用した地中搜索を早急に開始するため、準備を進めつつも、引き続き人員による搜索も継続されていることを確認しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。いまだ砲弾の行方が分からないというのは不安に感じます。念のため、自然の家の敷地内に落ちていないか、くまなく探していただけると幸いです。

報道によりますと、饗庭野演習場では、ここ数年、同様の事案が発生しています。2015年には銃弾が民家の屋根を貫通しました。2018年には迫撃砲弾が国道近くに着弾、破片が車の窓ガラスを割りました。2021年には迫撃砲弾が山林に着弾しました。砲弾に関しましては、2件とも火薬の分量を間違えたということが原因とのことでした。

ここで質問です。今まで演習の頻度は年に何回あったのか、その都度、演習場から事前に案内があるのか、砲撃訓練時の射撃方向はどの方向なのか、機密に触れない程度で結構なので、併せてお答えください。

○泉井智弘議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 まず、演習頻度につきましては、実際の回数は公表されておらず、把握しておりません。

演習の事前案内につきましては、高島市が演習場の使用予定をホームページで常時公表することで、事前周知が図られております。

砲撃訓練時の射撃方向につきましては、発射場所などの詳細は公表されておりましたが、陸上自衛隊より発射場所の位置から射撃方向は自然の家とは違う方向であるため、同施設内の着弾の可能性は極めて低いとの報告を受けております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。自然の家は、演習場の北隣にありますが、今回の包含の行方は、自然の家の方向とは全く違う方向と思

われるとのことであったので、ひとまずは心配なく利用できると安心しました。

防衛の観点から見れば、日頃の訓練は非常に大切ですが、不測の事態はつきものです。あつてはならないですが、火薬の分量間違いも起こり得ることでしょう。事後対応も、自衛隊の方々には非常に重要な訓練の一環と考えると、致し方ないと思いますし、訓練自体をやめるよう要請するつもりはありません。砲弾訓練の案内があった場合には、利用者にお伝えするよう、例えば告知の貼り紙をするなどの工夫をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか、地域教育部青少年室のお考えをお伺いします。

○泉井智弘議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 砲弾訓練に関する事前周知につきましては、自然の家の利用者に過度な不安を与えないように配慮しつつ、適宜必要な情報提供を行ってまいります。今後につきましても、引き続き、利用者が安心して自然体験活動等を行っていただけるよう、施設運営に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 ありがとうございます。今回の事案につきましても、報道発表よりも先に自衛隊や高島市から報告を受けていることから、本市との関係も良好と感じております。引き続き、自然の家を安心して利用できるよう、御尽力をよろしく願いいたします。

続きまして、ふるさと納税について質問させていただきます。

昨年もふるさと納税について質問させていただきましたが、前回より少し踏み込んだ質問をさせていただきます。

本市の令和5年のふるさと納税の受入額は、約14億5,000万円とお聞きしました。そのうちアサヒビールさんの商品の貢献度が相当に高いと感じています。本市以外にもアサヒビールさんの工場があり、ふるさと納税の返礼品として扱っている自治体の一つに、茨城県の守谷市があります。守谷市は、人口が約7万人の自治体ですが、令和5年のふるさと納

税を含む寄附金の受入れ金額は約69億円ありました。本市と同じようにアサヒビールさんの貢献度は高いと思われます。守谷市の令和7年2月17日現在のポータルサイトでのアサヒビールさんの商品の掲載数は500種類以上ありました。受入れ金額の価格帯は7,000円から45万円まで幅広いです。

一方、同日の本市のポータルサイトの掲載数は18種類で、価格帯は1万2,000円から36万円と、守谷市に比べて非常に少ないと感じますが、どのようにお考えなのか、都市魅力部地域経済振興室にお伺いします。

○泉井智弘議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 返礼品につきましては、市内の提供事業者からの申請に基づき、諸手続を経て認められるものであり、結果、現在の掲載数となっております。今後につきましては、アサヒビール株式会社吹田工場において、新たな製品の生産が始まった際には、提供事業者と協議の上、新たに返礼品として追加できるよう働きかけるとともに、既存の返礼品においても、定期便の種類を増やせるよう、提供事業者と交渉してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 ありがとうございます。国が定めたルールに従い、吹田工場で製造していない商品は、ふるさと納税に利用できないのは仕方のないことです。しかしながら、貢献度の高いものを集中的にテコ入れすることも、効率的に受入額を増やすのに非常に重要なアクションです。引き続き、本市の魅力を伝える返礼品の開発を進めるとともに、同時進行でよろしくお願いいたします。

続きまして、吹田市一斉合同訓練についてです。

先月の19日に、市民と行政との合同で防災訓練が行われました。地域住民で編成された防災委員や防災部員及び一般市民の方々と市の職員さんたちが集まり、避難所の備品の保管場所、機器の動作確認や非常時の鍵の解錠手順の確認も行われました。また、議会事務局からは議員の安否確認のシミュレーションも行われ、去年に比べてより進化した合同訓練に

なつたと評価します。

一方、改善すべき点もありました。合同訓練の始まりと途中で2回の防災無線放送がありました。避難所での防災放送ははっきりと聞こえましたが、野外の防災放送は、外出中の人でも何を言っているのか全く聞き取れなかったとのことでした。

そこで、危機管理室に質問です。音声ボリュームが小さ過ぎると感じていますが、どのような理由があって今のボリューム設定になっているのかお答えください。

○泉井智弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 防災行政無線の音声ボリュームにつきましては、整備当初より緊急放送、訓練放送を問わず、最大音量で放送をしております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。最大ボリュームにもかかわらず、住民の方々に放送内容が伝わらなかったのは、野外防災無線がきちんと効果を発揮してないということです。放送内容が伝わらずとも、防災放送の作動により地域住民自らがスマートフォンやテレビ、ラジオなどで状況を調べることを促すことを期待するのであれば、思い切って警告音を大ボリュームで放送するのはいかがでしょうか、危機管理室の見解をお伺いします。

○泉井智弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 災害情報伝達手段の整備に当たっては、多重化が重要と考えております。防災行政無線による情報伝達につきましては、放送を気づきとして、様々な手段で情報収集ができるよう、より広範囲に音声が行き届く警告音やサイレンを活用されている事例もございますことから、現在、本市でもその運用について研究をしているところがございます。引き続き、運用されている自治体からの情報収集を含め、事例研究を進めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。

せっかく設置した野外防災無線です、音響範囲など考慮し、市内くまなく音声が行き届くようにするための設置場所に苦慮したと聞いております。無駄にならないよう、有効活用できるようお願いいたします。

防災活動や減災活動に絶対の正解はありません。あらゆることを想定し、最適解への模索を引き続きよろしくお願いいたします。

以上で個人質問を終わります。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 市民と歩む議員の会、梶川文代です。個人質問をいたします。

まず、本市の施設整備などについて伺います。

確認です。小・中学校の特別教室などの空調設備整備の14年間のPFI事業の契約を締結した令和2年12月18日には、山五小学校と山三小学校を統合する方針や計画はなかったと理解してよいのですか、お答えください。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 学校規模適正化の計画につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて開催した吹田市立学校規模等検討委員会からの答申を基に、令和3年11月に、吹田市学校規模適正化基本方針として策定したものでございます。

そのため当該契約の契約締結時には、学校規模適正化の基本方針はもとより、統合や校区の見直しなど、適正化の手法を定めた実施計画等もございませんでした。

以上でございます。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 この山三と山五小の統廃合の過程の中で、空調設備もですが、ほかにも改修工事してきれいになったばかりなのに、もったいないというお声や、山三小学校よりも後にできた校舎なのにといったことも、随分とお聞きしました。当然、ライフサイクルコストや長寿命化などを考えた上での整備計画に基づいた工事実施であったと理解してよいのかお答えください。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 山田第五小学校の改修工事につきましては、平成27年5月開催の吹田市公共施設最適化推進委員会に諮り、老朽化対策として大規模改造工事を行うことを決定し、年次計画に基づき進めてまいりました。

また、特別教室等の空調設備につきましては、令和元年11月開催の同委員会に諮り、災害とも言える酷暑から命を守る熱中症対策として、全校への一斉整備を進めたものでございます。これらの整備計画につきましては、児童、生徒の安全確保や教育環境の向上のために必要な工事であったと認識しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 山五小の工事がいつ行われたかを確認しましたところ、校舎大規模改造工事は平成30年と令和元年でしたが、特別教室等の空調設備整備は令和3年6月30日に完了。体育館の大規模改造工事は令和3年10月29日に完了したと、その完了したその翌月の令和3年11月に、吹田市学校規模適正化基本方針を策定したと前段御答弁ありましたが、要するに、工事している間には検討に入っていたということになるのですが、吹三幼稚園でもつい最近に、遊戯室の床の張り替えや、トイレやシャワー室、園庭のプール、遊具もきれいにしていただいたばかりだったのに、これももったいないというお声がありますが、それでもまさかの東保育園との統合、事実上の吹三幼稚園の廃園という、いきなりの提案に驚き、驚愕された方々もおられますが、かねてより予定していた東保育園の大規模修繕と、現在、倉庫のスペースを4歳児室にして1号認定児の入所枠を設け、それによって増える定員は数人程度と聞いておりますが、これらの施設整備は公共施設最適化の個別施設計画との整合性があるのでしょうか、お答えください。併せて、個別施設計画の内容についても説明してください。

それと、想定定員は110名から120名程度とあるのですが、一体どれだけの定員がマックス増えるの

か、おのおのの年齢の定員も分かりませんので、現在と施設整備後の定員をお聞かせください。

○泉井智弘議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） まずは、公共施設整備担当より、個別施設計画の内容について御答弁申し上げます。

令和2年度（2020年度）に策定いたしました、吹田市公共施設一般建築物個別施設計画におきましては、令和3年度から令和7年度の短期的な取組といたしまして、東保育園、吹田第三幼稚園ともに大規模修繕としていたところであり、吹田第三幼稚園につきましては、令和13年度から令和22年度に建て替え、または長寿命化としていたところでございます。

なお、令和2年度計画策定時、保育所や幼稚園等の基本的な方針としまして、将来的な人口減少や保育のニーズの変化に柔軟に対応する必要があり、当面、現在の施設配置を継続し、建て替えをする公立保育所等については、幼稚園との複合化を優先的に検討することとしておりました。

個々の施設の建て替えや大規模修繕などの実施に当たりましては、各施設の所管部署や財政担当部署とも調整を行い、公共施設最適化推進委員会にて方向性の確認をしているところでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 続きまして、児童部より御答弁申し上げます。

吹田第三幼稚園と東保育園の統合についてでございますが、令和6年（2024年）4月に、吹田第三幼稚園の園児数が11名まで減少し、教育・保育環境として一定規模の集団を形成することができず、集団での学び合いが難しい状況となったことから、部内での検討を進め、令和6年10月の公共施設最適化推進委員会において、東保育園と統合していく方向性を確認したものです。

現在の東保育園の歳児ごとの定員内訳は、ゼロ歳児が6名、1歳児が12名、2歳児が18名、3歳児が24名、4歳児、5歳児がそれぞれ26名でございます。大規模修繕後の定員については、案の段階ですが、東保育園と比較しますと、ゼロ歳児から3歳児まで

は同程度の定員で、3歳児以上については、各歳児、1名から3名程度増加させ、110名から120名程度の定員とすることを考えており、最大で8名程度の定員増と考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 結局のところ、こども園化しても、増える定員は最大で8名程度と答弁ありました。また、倉庫を4歳児室にするだけでは、統合と語れるだけのキャパシティがある整備の御提案だとは言えないと思いますが、このところ個別施設計画が進行実施中であっても、突然いきなりの政策の変更や方向転換は、計画との矛盾や乖離がある、整合性はないと言わざるを得ないものが散見されます。

また、確認すると、その都度に公共施設最適化推進委員会で方向性を定めて確認したと言われるのですが、これでは自分たちが決めたことを、都合よく自分たちで覆して変えている、計画あってなきがごとくのありさまであり、行政への施策推進、事業実施の基本原則である計画行政の概念から逸脱した行為、ワンマンプレーのようなものと言わざるを得ないと言わざるを得ないと申し上げ、次に、庁舎管理についてですが、市民の皆様からは、以前は市役所に行けば、ほぼ全て事足りてたけど、今はあっち行き、こっち行きせなあかんで不便だといったことをお聞きすることがよくあります。

思い起こせば、私が市議になった当初の頃は、その当時から企業会計だった水道部を除いて、そのほか全ての部の部長室が本庁舎内にあって、分からないことや教えていただきたいことがあれば、部長室にお伺いして教えていただいたり、時には怒られたりもしてたんですが、その頃に比べると、行政と議会との風通しが悪く、庁舎内は頭と手や足がばらばらになっているようで、かなり不便になったと感じております。

また、近年、今もなお頻繁に各部署の部屋が入れ替わったり、本庁舎ではない離れた所に移ったり、その都度に事務所としてのしつらえに費用もかかるのに、もったいないなと思ったこともありますし、

こんなに替える必要があるのかと思うぐらい、さま変わりしたと思います。

また、今の本庁舎内には、会議室兼倉庫のような、部屋とは言い難いスペースがあちらこちらに多く点在しているのですが、常に使っている様子はなく、全館空調なのにもったいないし、非効率であり、これで適正化とは言い難いと思います。

また、教育委員会が市役所本庁の低層階3階から、JR吹田駅前吹田さんくす3番館4階に移転した当初は、5年で本庁に戻すことになっていたのに、いまだ履行されることなく現在に至っておりますが、今後もうずっとこのままにしておくのか、お答えください。

それと、男女共同参画センターに資産経営室を移すということを考えているようですが、今現在、北千里にあるよりはましだと思っているのかもしれませんが、男女共同参画センター周辺は夜は人けもなく、駐車場は出入り自由な完全な屋外にあるので、公用車を夜通し置いておくことはできないと思いますし、吹田市全体の370拠点にも及ぶそれらの施設整備に係る業務をこなすには、資産経営室が本庁舎内にあるほうが、資産経営室の職員だけではなく、おのおの施設を所管する担当の職員にとっても便利で都合がよいのではと思いますが、職員の皆さんの御意見などはお聞きになられたのか、お答えください。

○泉井智弘議長 総務部長。

○大山達也総務部長 本庁舎における執務室等の配置につきましては、昨今では中核市移行に伴う職員数の増加、危機管理センターの設置や一部窓口業務の委託化等に対応するため、本庁舎に求められる機能や利便性は確保した上で、市民サービスへの影響が少ない部署を選定して本庁舎外に移転させるなど、限られた面積を有効に活用できるように考えて対処しております。

また、教育委員会につきましては、移転当時とは、数年後に本庁舎に戻すという想定もあったかと思いますが、この間の市民の認知具合や業務効率の観点、また、狭隘となっている本庁舎の現状を考慮いたしますと、現在では本庁舎に戻すことは難しいと考え

ております。

さらに、このたびの資産経営室の移転に関しましては、男女共同参画センターの大規模修繕工事において、本庁舎が狭隘であるということや、移転した教育センター跡の活用が課題となる中、同センター跡を有効に活用できるものとして、公共施設最適化推進委員会の審議を経て、庁内合意がなされたものでございます。

このため、今回の移転において資産経営室を本庁舎に戻すという発想はなく、職員への意見聴取も行っておりません。しかしながら、将来的には本庁舎への再移転の可能性を含め、本庁舎の執務室等の配置を考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 今の御答弁の中に、公共施設最適化推進委員会を経て庁内合意がなされたと答弁ありましたけど、なのに職員の意見聴取は行っていないという答弁もありましたけど、ということは、庁内合意という、その庁内には職員は含まれない、関係ないということなのでしょうか。近年の吹田市は、市民の皆さんを置いてきぼりにしていると感じますが、これでは職員の皆さんも置いてきぼりにされていると感じますし、公共施設最適化推進委員会を経て庁内合意がなされた、でも職員の意見は聞いてない、この公共施設最適化推進委員会は、職員はかやの外の御前会議のようなものなのかとさえ思います。

加えて申し上げれば、公共施設最適化推進委員会の開催状況や内容について、PCやスマホで、市のサイトなども検索しても出てこない。ヒットしない。このような非公開の秘密会議のような委員会で諮られ決まった方針などでは、正当性が主張できるとは言えません。基本は公開にすべきです。議事録も公開するなど、是正を強く求めておきます。

なお、公共施設の最適化と言われ取り組んでおられますが、老朽化対策や長寿命化などのハード面だけではなく、その施設を本来の役割が十分に発揮できる施設整備の計画であってほしいですし、そのた

めには利便性の向上や効率をアップすることも目指していかなければならないと考えますが、例えば、済んだことを持ち出すようで申し訳ありませんが、東保育園の北隣に新しく建てられた南消防署南正雀出張所については、以前は十三高槻線の整備が終わった後の余剰地に造ることになっていたのに、どうして十三高槻線の整備が終わるのを待たなかったのでしょうか。今のように出勤時には踏切を渡るか、川園住宅を抜けるか、交通渋滞する狭い川沿いの道を走るのか、そんなことをしなくても、将来は豊中岸部線と十三高槻線が交差する、そんな好立地がありながらであり、機動力が格段にアップすることは明らかだったのにとしますし、南消防署南正雀出張所を新しく建てた土地があれば、隣にある東保育園の園舎が南側に建っているので、園庭が日陰になる、園舎の老朽化しているという問題も解決できる、大規模修繕ではなく現地での建て替えもあり得たのかと思います。

また、先々の実用性や需要などを見誤ると、例えばですが北千里小学校を廃校せずに置いておけばよかったというお声もありますし、千里丘北小学校も当初の見込みどおりでは全然足りなくて、追加で校舎を新築しなければならなかった。だから、建基法上はエレベーターも追加しなければならず、この千里丘北小にはエレベーターが2基ある、そんな費用もかさんでいますが、今や千里丘中学校の生徒数が1,000人にも届く勢いとなっておりますので、早急な対応対策が必要と申し上げておいて、このように自分が経験していなかったことでも、先人たちが経験してきたことを学ぶことによって、同じような失敗を繰り返すことのないようにしていただきたいですし、最適化というのなら、目先のようなことだけではなく、周囲や現状、現場を見て、先々のこともよく考えての上での施設整備計画を立てて進めていただきたいのですが、そのためには職員の皆様が、自分が担当している範疇だけしか見ない、見ていないというのではなく、もっと広く聞いて、話して、対話して、情報を集め、把握、分析、検証することが必要と考えます。いかがでしょうか、見解を求めます。

○泉井智弘議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 公共施設最適化におきましては、将来にわたって質の高い市民サービスを継続し提供していくために、限られた予算の中で効果的かつ効率的に取り組んでいるところでございます。

その認識の下、個々の施設の新築、建て替え、大規模修繕を検討する際にも、将来を見据えて、社会情勢、各施策の動向、財政状況、市民ニーズや地域特性、施設の建設候補地の周辺状況など、それぞれ関係所管が把握する情報を持ち寄り、共有し、より一層庁内連携を図った取組となりますよう努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 お願いしておきます。また、施設整備計画は市が行うハード面の整備だけではありません。介護保険事業計画では、圏域ごとに整備が必要な施設数を定めていますし、保育や障がい者などの福祉施設などについても同様ですが、今、不動産市場では、金利上昇の影響により、賃貸物件の家賃を上げざるを得ないという事態になっているとお聞きしております。今議会では、子育て広場の施設借上費補助が提案されていますが、子育て広場と同様に、本市の市民サービスの一翼を担ってくださっている育児や介護、障がい者などをはじめとする福祉施設についても、円滑に必要な量を確保する施設整備及び運営のための施設借上費補助の制度新設や、見直し、拡充を緊急経済対策として行うべきではないかと思えます。いかがでしょうか、お答えください。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まず、高齢者福祉分野におきましては、吹田健やか年輪プラン（吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）に定める必要整備数に基づき、介護保険サービスの施設整備を進めているところでございます。

整備を行う介護サービス事業者に対しては、建設に伴う施設整備費や開設準備費等に対して、大阪府地域医療介護総合確保基金を活用した補助金制度を

整えておりますが、開設後につきましては、介護報酬において運営費が賄われることから、補助制度はございません。今後も、建設費や物価の高騰状況に注視しながら、事業者のお声をお聞きし、必要に応じた対策を国・府に求めてまいります。

次に、障がい福祉分野におきましては、第7期吹田市障がい福祉計画に基づき、緊急性及び必要性の高い障がい者福祉施設等の整備に対し、国制度を活用し補助金を交付しております。施設借上費につきましては、障がい者グループホーム運営業補助金において補助を実施しております。その他のサービスにつきましては、現在のところ施設借上費補助を実施する予定はございませんが、家賃動向の把握に努めるとともに、今後、障がい福祉サービス事業所等の経営状況や国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 続きまして、児童部より御答弁申し上げます。

子育て広場のほか、地域における子育て支援として実施している一時預かり事業につきましては、施設借上費用を含む運営経費に対し補助金を交付するとともに、令和5年度（2023年度）には、開設準備経費を補助対象に追加し、整備に努めているところです。

現時点において制度拡充の予定はございませんが、今後も、社会情勢や事業実施の実態の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 国・府がやらねば、我々がやる、そのくらいの気概を持って取り組んでいただきたい。

次に、東保育園と吹三幼稚園の統合についてですが、今現在、JR以南全体で幼稚園は私立1園と吹三幼稚園の2園しかなく、その2園のうちの私立幼稚園である朝日幼稚園は、戦前から90年以上もの長きにわたり、この地域の幼児教育に、あまた幾多の御貢献をし続けてくださっている由緒ある地域のた

からとも言える朝日幼稚園、それが令和8年度末、令和9年3月末で閉園することを早くから表明されていたのに、それが分かっているのにどうして同時期に吹三幼稚園も閉園という、しかも突然いきなりの提案をされるのか理解に苦しみます。

朝日幼稚園と吹三幼稚園の二つの幼稚園が同時になくなるということは、JR以南に幼稚園はいきなりゼロになってしまうので、バスでお迎えに来てくれる幼稚園に通園させるしかないということになってしまいますが、市内の幼稚園であれば、JRの線路より北側から、または川を越え、市域を越えた摂津市や大阪市からの送迎バスで通園するしかありませんが、通園にかかる時間はどれぐらいになるのか、個人差あると思いますが、シートベルトで固定されて、じっとおとなしくしていけと我慢を強いることができる時間や、例えば、通常行われている保育の活動の時間などはどれくらいなのかなど、お分かりであればお聞かせいただきたいと思います。

なお、以前に御相談をお受けした方の了承を得ますので申し上げますが、その方の御子息は送迎バスが駄目で、結局は幼稚園の近くに引っ越しをされたのですが、その方は自分の息子のように、送迎バスが無理な子供もいるということを伝えてほしいとおっしゃってくださっていますので、申し述べておきます。

それと、吹一の認定こども園の1号、いわゆる幼稚園枠の定員10人に対して、昨年10月、27人が申込みをされたということもお聞きしておりますが、この幼稚園枠の申込み、昨年の10月でしたから、先ほど来申し上げている朝日幼稚園が閉園されることによる影響が大であったのかなと思うのですが、朝日幼稚園は吹三幼稚園と同様に、バスのお迎えではなく徒歩通園であり、現在47人の園児がいるとお聞きしておりますし、閉園すると分かっているのに、この春からの入園が決定している園児は12名。また、吹一に入れるかどうか、何か3月にならないと分からないから困っている、入れなかったら入園したいと願書を持ち帰っておられる人たちや、問合せもいまだ続いてきているそうですが、朝日幼稚園閉園後の年長さんのときには、吹三幼稚園があるからと考え

ていた人もおられます。このように徒歩で行ける近くにある幼稚園がいいと思っている人は、今後も同数以上おられるだろうということは十分想定できることであり、ここ数年の吹三地区の戸建てや集合住宅のファミリータイプの新築戸数が500以上あるということなどからも明らかとおりのJR以南では、代替わりといった世代交代が進んで、子供の人数が増えています。

それと、JR岸辺駅南側の駅前の開発の行方が気になります。大きな集合住宅ができれば、東保育園はいっぱいになる、足りなくなると思いますし、現在着手している岸部の市営住宅跡地に建てるこども園の定員も、今ならまだ増やせるのではないのでしょうか、先手と備えを十分に行う必要があると考えます。

以上、申し述べさせていただいたことを勘案すれば、朝日幼稚園と同時に吹三幼稚園を閉園するのは、不安かつ不確定な要素を倍増させるようなことにもなりますので、性急、拙速に事を進めるのではなく、公的責任として様子をうかがい、見守るべきではないでしょうか、お答えください。

○泉井智弘議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 吹田第三幼稚園周辺から片山・岸部地域や市外の幼稚園の通園バスの所要時間としては、おおむね30分前後と認識しております。

また、公立幼稚園での設定保育の時間としましては、明確な定めはございませんが、3歳児で20から30分程度、4歳児で30分程度、5歳児で30から40分程度で設定し、状況に応じて調整しております。

吹田第三幼稚園と東保育園の統合は、吹田第三幼稚園の急激な園児減少を受け、園児の適切な保育環境を確保するため提案したものです。近隣私立園の閉園時期と同時期となりますが、当該区域における教育・保育の提供量は充足していることから、受皿については満たされているものと考えておりますが、対応の必要があるかどうかについては、状況に応じて検討を行うものと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 お聞きしているところを申し上げていきますが、保護者の皆様や自治会長などだけに説明しただけで、また説明が要るのなら、呼ばれたら応じますといった対応では、丁寧な説明に努めているとは言えないと思います。今悩んでいる人がいる、心配している人がいる、不安に思っている人がいる。だから今ちゃんと説明なり相談を受けるなりしてあげてください。

また、J R以南地域にとっても、同時に幼稚園が二つともなくなる、子育て関連施設がなくなれば、少子化が進む、まちが寂れて衰退につながる重要な事項です。それを保護者たちが了承したかのように言われるのも、思われるのも不本意なことでしょうし、自治会長の皆様も同様に思っておられると思いますが、地域の将来にまで大きく影響する重大なことであるということを、担当者の皆様にもよく認識していただき、皆様の意見等をお聞きし、しっかり受け止めて、再考、再検討することを強く、強く求めまして、時間の関係上、これで質問を終わります。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 吹田党の後藤でございます。

議案第26号 令和7年度一般会計予算から都市機能検討事業における東西道路（市道片山町21号線及び朝日が丘町12号線）拡幅整備についてお聞きいたします。同僚議員の質問にかぶることがありますが、御容赦いただきたいと思います。

こちらの道路の拡幅整備は用地取得から拡幅工事まで、4億円程度の事業になるとのことです。この事業は令和5年より都市計画部の計画調整室が用地取得のためにJ R西日本と交渉してきたものとお伺いしました。私のうがった見方かもしれませんが、交渉の経過に健康医療部や地方独立行政法人市立吹田市民病院が入っていることから、旧市民病院跡地の売却のために、もしくは、市民病院に頼まれて、本市が代わりに道路を造ってあげる事業に見えて仕方がありません。

ただ、なぜかこの私の意見は当局からは否定されましたので、まずはなぜこの道路が本市のどの道路よりも優先して拡幅整備が必要なのかを聞いていき

たいと思います。

本市には救急車両などが入れないような、人命に関わる道路など、狭い道路がいっぱいあります。他市のように細街路計画などの都市計画を持つわけでもなく、民間で拡幅してくださいという姿勢をこれまで貫いてきたにもかかわらず、なぜか、今回の拡幅整備は、すぐにしてくださいと誰に頼まれたわけでもなく、本市が進んで拡幅工事をするわけであり、本市のどの計画にも載っていない道路を、なぜ最優先で予算化しているのか、この疑問にまずは答えていただきたいと思います。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 J R吹田駅北側に位置する片山町2丁目及び朝日が丘町周辺においては、大学・商業施設の進出や、市民病院の移転といった土地利用動向を受け、平成27年度（2015年度）から地域との意見交換会を行い、平成29年度には、当該エリアのまちづくり方針案の検討に着手し、東西交通機能の確保が地域課題の一つと確認されたところです。

この課題を解決するため、道路として望ましい線形や構造となるよう検討を行い、現道を拡幅して整備することが、東西交通機能を確保する上で、望ましい道路の案として整理されましたが、実現に向けての最大の懸案事項は、用地取得となっていました。

当該道路は、地権者の理解と協力が必要な任意による用地取得となることから、長期化が想定され、地域課題の早期解決には、当時、用地取得が不要となる旧市立吹田市民病院跡地を活用した整備が合理的であると判断し、庁内関係部署で構成されるまちづくり検討委員会で共有し、意見聴取を行ってきたところです。また、平成30年度には、関係25団体から要望書が提出され、道路の早期整備が求められました。

これらの経過を踏まえ、旧市民病院跡地売却公募の基本条件に、9m以上の道路の整備及び市への移管を盛り込み、跡地整備と併せて東西道路整備を行うこととしました。

しかし、地方独立行政法人市立吹田市民病院が行った令和元年度と令和3年度の公募では、事業者決

定に至っておらず、東西交通機能の確保は、いまだ実現しておりません。

そのような状況の中、当時、最も懸案事項となっていた用地買収について、地権者交渉を精力的に重ね、地域課題解決に対する理解と、道路の拡幅整備について協力意向が示されたところです。

このため、本年度に技術的検討及び関係権利者・交通管理者・道路管理者との協議を行い、一定の実現性が確保できたことなど、拡幅整備に向けた条件の整理ができたため、平成27年度から地域課題の一つである東西交通機能の確保について、早期の実現に向け、市が主体となって東西道路の整備を進めるものです。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 この拡幅道路の北側にある旧市民病院跡地の敷地内に道路を造る条件は、約10年前に地域の方や本市も加わって協議した結果、旧市民病院跡地を売却する際に条件に入れると市民病院側が決められました。

この道路が出来上がれば、今回の拡幅整備は全く必要のないものとなります。なぜ、この旧市民病院跡地の売却を待たないのか、そこに道路ができれば、4億円ほどの税金は使われずに済むわけです。なぜ、本市が慌てて旧市民病院跡地の売却前に、今回の拡幅整備をする必要があるのでしょうか。

これまでの経過は、市民病院が地域との話し合いで条件を決めて、市民病院の責任で売却を進めると聞いてきました。私が、本市が旧市民病院跡地を買い取って、地域のまちづくりに生かせる所は生かして、残りを売却すればいいのではないかと何度質問しても、本市は行政目的がないからという理由でずっと拒んでこられました。片山小学校の増築も、道路の築造も、売却も、市が進めたほうがスムーズではないかと何度も聞いてきました。なのに、いつも答弁は市民病院が売却するものと、答弁をこれまで数年間ずっと言ってこられました。

なぜ、市民病院跡地の売却前に拡幅整備をするのかと、本市が売却に関わる、支援をするという姿勢

に何が変わったのか、お答えください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、都市計画部から御答弁申し上げます。

今回、本市が主体となって、市民病院跡地の売却前に東西道路の整備を進める理由としましては、整備効果及び整備時期の面において、優位性があるものと判断したものです。

まずは、整備効果の面につきましては、対象路線の拡幅整備案は、延長約200mの区間について、一方通行片側歩道で構成する全幅5.5mの道路を、対面通行両側歩道で構成する全幅12mに拡幅整備するものです。

その効果としましては、両側歩道の設置による歩行者の安全性の確保、高低差が小さく直線的な道路の実現、交通ネットワークの形成と周辺道路の混雑緩和への寄与、道路の拡幅による延焼防止や避難経路の確保等による防災性の向上、旧市立吹田市民病院跡地売却公募に影響されず、片山坂と市道片山町31号線とを東西に接続する相互交通機能の早期実現が挙げられます。また、本市が整備することによって、望ましい道路の線形や構造となり、交通管理者との協議調整が円滑に進むものと考えております。

次に、整備時期の面につきましては、今回、任意の用地取得に対する一定の協力意向が示されたことを好機と捉え、このタイミングで本市が東西道路を整備することにより、令和9年度（2027年度）の供用開始が可能となると考えています。一方、旧市立吹田市民病院跡地内に整備する場合は、売却公募が成立し、事業者決定に至った後においても、事業者による準備期間、建物の解体撤去、土壌汚染対策、開発等の手続、その後の造成工事など、多くの期間を要することから、早くとも令和14年度の供用開始になるものと見込んでおります。

これらのことから、市が主体となり、東西道路整備を進めることで、一定の確実性の下、5年以上も早期に、かつ道路の望ましい線形と構造による東西道路の整備が可能になるものと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 健康医療部からもお答えいたします。

市立吹田市民病院の旧病院跡地につきましては、これまでも適切な時期に売却ができるよう、同病院と連携を図ってまいりました。今回の東西道路拡幅整備に当たり、跡地の一部用地の使用を検討していることから、健康医療部といたしましては、同病院と関係部局に必要となる調整を担っているもので、売却に関しましては、引き続き同病院が責任を持って対応していくものと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 やはりここでも、市民病院とは関係がない、市民病院が責任を持つといった答弁になっているものかと思います。

私は、本市が関わって、市域のためになるものであるなら、今回の拡幅整備に反対するものではありませんが、これまでの長年にわたる説明と理屈が合わない上、勝手に方針を変えて当たり前のように振る舞われても困ります。ただ、市民病院のためだけに道路工事をするのは、独立行政法人であることもありますし、前回の運営負担金のこともあります。利益供与と捉えられてもおかしきありません。

私は、本市が市民病院に対してそこまで責任があるとも思えませんし、税金を幾らでも使っている立場だとは思っていません。もし、市民病院のために道路を造るなら、これは市民病院が本市に対して工事費などの予算分は寄附をするのが当然ではないでしょうか。本市は税金ではなく、人的資源も数年にわたって拡幅整備のために費やすことになります。

ここはどう考えているのかお答えください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 市が主体となり、東西道路整備を進める目的は、あくまでも平成27年度（2015年度）から地域課題の一つである東西交通機能の確保について、効果的かつ早期の解決を図ることです。今回、任意の用地取得に対する一定の協力意向が示されたことを好機と捉え、このタイミングで本市が東西道路を整備することで、一定の確実性の下、早

期に、かつ道路の望ましい線形と構造による東西道路の整備が可能となるものと考えています。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 旧市民病院の跡地に道路を造る前提で言えば、今回の拡幅整備の工事費や用地取得費用は本市が全部負担を負うことになります。旧市民病院跡地でも道路はできます。最悪売却は後になっても、その気になれば市民病院が建物を解体して道路整備をして、道路部分を寄附をすれば、それで完了いたします。

これまで私が言ってきたように、もう既に市が買い取っていれば、もう既に道路もできているわけがあります。なぜ、税金を使ってまで用地を取得してまで、ほかの道路を後回しにしてまで、市民病院に頼まれてもいないという建前で、今は拡幅整備をしないのか疑問であります。

次に、今回のこの拡幅工事の提案やJR西日本との交渉など、誰の発信で始まったものなのか、誰の指示で動いているのかお答えください。これは、事前に聞いても誰なのか教えてもらえなかったのですし、あまりに不可解であります。市民病院からのお願いでないのであれば、勝手に本市が気を回したのか、あるいは、地域のためと言ってもいいですが、そうであっても誰発信で、その人は誰に言われて動いているのか、何のために道路を急ぐのか、お答えください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 東西交通機能の早期確保が、地域の課題解決につながるものと改めて認識する中で、検討の基本に立ち返り、当時、最も懸案事項となっていた用地買収について、地権者交渉を精力的に重ねてきたものです。地権者からは、協力の意向が示されたことから、市が主体となり、一定の確実性の下、早期に、かつ道路の望ましい線形と構造による東西道路の整備を進めようとするものです。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 先ほどの答弁の繰り返しで、私の質問には答えてくれません。令和5年から交渉をしたことを、交渉を重ねたと言っておられるようですが、誰がなぜこの交渉を必要と思ったのかは、答えられないようですので、ぜひ委員会で聞いていただきたいと思います。

次に、市民病院は早急に市民病院跡地を売却しなければいけません。7年前は23億3,000万円程度の評価、18億1,000万円を経て、現在は自ら10億1,000万円程度に下げられています。本議案が通ったら、道路が不要になったと地域に説明をして、新たに不動産鑑定を入れてから売却という流れになるかと思っています。道路を造る条件を外せることになりますので、拡幅整備を本市がすれば売却は進みますし、売却額は増える、当然、鑑定評価も上がるはずです。これは全部、地方独立行政法人市立吹田市民病院のお金になるのでしょうか。市民病院の意見をお聞かせください。

私が市民病院の立場なら、税金の市民病院のためだけに使われては困るから、税金は市民のために使ってくださいと、道路の拡幅整備にかかる費用は、市民病院が利益を得るわけですから、市民病院が負担しますと言うと思います。いかがでしょうか。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市民病院の意見としまして、市が考えるまちづくりについて協力する意向ではありますが、今回の拡幅整備により、跡地売却にどのような影響があるのかを精査し、売却を進める上で支障が出ないよう、市と協議を進めていくとお聞きしております。

また、跡地の売却収入については、建て替え費用に充当するために重要であることから、拡幅整備に伴う費用面での市への負担は困難であると同っております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 どうやら市民病院は都市計画部に早く売りたいのに売却を止められたから、むしろ迷惑をこうむっているの、市の責任で拡幅整備

を進めてくださいという姿勢のようであります。なので、高く売れようが市民病院には関係ないというふうにお聞きをいたしました。安くなることはあり得なくて、工事費の負担も用地の提供も減って、高く売れるしかあり得ないのに、迷惑だという姿勢ということであります。疑問に思います。

次に、旧市民病院跡地の売却スケジュールは決まっているのかと思いますが、今回の拡幅工事がある場合と、この議案が通らなかった場合にスケジュールの変更はあるのでしょうか。今のスケジュールも併せてお示してください。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 売却に向けてのスケジュールにつきましては、令和7年度（2025年度）中に公募を開始し、令和8年度（2026年度）中には売却ができるように市民病院と協議をしているところですが、詳細につきましては現在調整中でございます。

今回の拡幅整備の状況が変わる場合につきましては、改めて必要となる検討を実施することになるかと存じますが、いずれにいたしましても早期に売却ができるよう、同病院との調整を進めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 ここまで健康医療部も市民病院に寄り添った答弁をするなら、市民病院の責任でと言わないほうがいいのかというふうにも思います。

次に、都市計画部や健康医療部は、ずっと市民病院のための道路ではないと言い続けてこられました。健康医療部や市民病院と一緒に協議をしているのに、市民病院のためではない、そう言えと言われたのか、本当に心の底からそう思っているのか分かりませんが、市民のためだと説明できないような道路工事を職員にさせるのは、あまりに酷であります。

府道朝日ヶ丘片山線との接続位置の信号など、まだ協議も整っていないまま今回上程されてきている予算であります。あまりにも急で準備不足、市民病院のため以外に理由が見つからないのですが、これまでの議論を聞いていて、市長はどのように感じられましたでしょうか。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、担当より御答弁申し上げます。

当該エリアでは、東西交通機能の確保が地域課題の一つとなっており、課題の解決には、現道を拡幅して整備することが、望ましい道路の案として整理されました。その実現に向けての最大の懸案事項は、用地取得となっていました。早期解決には、当時、用地取得が不要となる旧市民病院跡地を活用した整備が合理的であると判断し、跡地公募の基本条件に盛り込み、東西道路整備を行うこととしたところです。

しかし、現段階において、公募の事業者決定には至っておらず、東西交通機能の確保は、いまだ実現していません。このため、当時、最も懸案事項となっていた用地買収について、地権者交渉を精力的に重ね、地域課題解決に対する理解と協力が示されたところです。このため、本年度に技術的検討や関係機関との協議を行い、拡幅整備に向けた条件の整理ができたため、早期の実現に向け、市が主体となって東西道路の整備を進めるものです。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 本件につきまして、急に出てきたという印象を与えるような御質問ですが、私、ここで45年働いてまして、非常に昔から古くから、この東西の交通の解決というのは課題になってたということを、まずお答えしたいと思います。

その上で、全ての施策は直接間接に、また中・長期的にも市民の利益につながらなければなりません。その上で、御質問の事案の市政判断も、その原則に沿ったものであることを、御理解をいただければ幸いです。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 私も急だとは思ってないんですよ。だから、10年ほど前に市が買い取って、道路を行政目的があるから道路を造って、そこを寄附し

て、市民病院の跡地をきれいに売却したらどうかということをやっているとやってきたんですから、それが今こうやって湧いてくるから急なんですよ。10年以上前から私は言ってるわけです。今回の件に関しましても、東西交通機能は旧市民病院の跡地内でも造れますし、そのほうが府道と接続する交差点の信号も変えずにできるので、新たな渋滞の心配もありません。新しく信号を設けたりすると、もし警察がオーケーを出したとしても、交差点の危険性や渋滞の可能性は今より増えるだけで、減る可能性などありません。

よくお考えいただきたいのですが、私がこれまで主張してきたとおり、今でも旧市民病院跡地に道路を造る選択肢はあります。用地の取得もほぼ必要ないですし、工事中の市民の安全性は確保しやすいです。迂回道路なども必要なく、交差点の変更もなく工事ができます。建物の解体はどこの負担でどうやってするのかという問題が存在するだけであります。今回の拡幅工事は通行止めもされるでしょうし、迂回道路が必要ですし、安全面でも不安があります。仕上がりの想像もいまだ曖昧であります。委員会でもこういったところは、しっかりと議論はしていただきたいなと思います。

次に、地方独立行政法人市立吹田市民病院への運営費負担金についてお聞きいたします。

前議会で来年度予算から運用の仕方を変えたとお聞きしていましたが、運営費負担金は昨年度より2,900万円程度増額されています。どう見直されて、何が原因で増額となったのでしょうか。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市民病院への運営費負担金予算額の主な増加要因といたしましては、小児医療、周産期医療に要する経費につきまして、地方財政計画の積算基準の係数となる当該病床数が増加したことと、同計画における各項目の単価上昇によるものでございます。運営費負担金の支出に当たりましては、より透明性が図られるよう運用の見直しを検討しており、引き続き適切な執行を図ってまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（８番後藤議員登壇）

○８番 後藤恭平議員 以前のように、うそやごまかしのないように、適切な運用をお願いいたします。

次に、子育て支援についてお聞きいたします。

私が議員になった頃は、子育て世代の事情を幾ら説いて、この議場で未来のためだと言っても、なかなか教育や子育てに予算が回ってこない、寂しい時代が続いてきました。そんな本市も、時代の波や国の動きには逆らえず、世の中の動きに合わせて教育や子育て支援に予算を多分につけるようになってこられました。令和７年度予算でも、教育や子育てには重点的に予算が回っていることに、本当に時代も変わって、よくなってきたなど隔世の感があります。

ただ、私がこれまでの議員生活で感じているのは、行政は一つ方向を決めると、ニーズに違いが生じて、なかなかかじを切れない、決まった方向に行き過ぎてしまう傾向にあると思っています。子育て支援の在り方も、私は待機児童の問題が起こった頃から、ずっと議会で言い続けてきましたが、こども園や保育園などを造ることばかりに予算をかけると、ランニングコストの公費負担が莫大になってしまいますし、本当に子供を預けることだけが望まれているのか、検証すべきではないかということ言ってきました。おとしにも言っております。

公定価格で算出した低めに見た理論値で、ゼロ歳児で１人当たり月約25万5,000円が市の負担額、１歳児・２歳児で約12万4,000円が市の負担額であります。こども園や保育園などに含まれる子育て支援、少子化対策、人手不足の解消、福祉事業、働き方改革などの内訳をしっかりと予算の中で振り分けて、子育て支援に充てる部分は、家で子育てをしている保護者にも同等額で金銭的なものも含めて、しっかりと支援をすべきだと思います。全国レベルで見ますと、家庭に対して子育てに給付している自治体もあります。

少し分かりやすく言いますと、ゼロ歳児で公費負担が25万円だとすると、子育て支援に例えば15万円が妥当額だとするなら、残りの10万円が福祉や人手不足解消などの事業になります。では、子育て支援の15万円は、家庭で子供を見ている方にも、政策や

金銭として還元すべきではないかということであります。

もう既に公費負担も莫大でありますし、保育の事業者側も人手不足などで苦しんでいます。利用者にしても、子供を預けたい人と、預けないと損をすると思う人のすみ分けもできていないのが現状であります。未来を見据えて、今、どうかじを切るべきか、令和８年度予算を考えて検討すべきときではないでしょうか、市長に答弁を求めます。

○泉井智弘議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 まず、児童部より御答弁申し上げます。

これまで本市では、地域子育て支援センター等を設置し、育児教室、子育て相談、保護者の交流の場の提供等、家庭保育への支援を実施するとともに、保育所の待機児童解消にも取り組んでまいりました。

市町村は、保育の実施責務を有しており、保護者の就労状況や地域の実情に応じた保育環境の整備は重要な課題であることから、子ども・子育て支援事業計画に沿って、保育ニーズに合わせた環境整備を進めることとしています。

近年、増加傾向にある保育ニーズが、昨年度から本年度にかけて大幅に上昇したことから、現在、緊急的な対応として、既存施設の活用を優先とした提供量の拡充に取り組んでいるところです。

また、昨年２月に子育て世帯を対象に実施したアンケートでは、仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が取れないこと、経済的負担が大きいこと、身体的な疲れやストレスを日常的に抱え子育てをしている実態が明らかになり、これらの負担感を解消するため、引き続き子供や家庭の状況に応じて、子育て支援を展開していくことが必要との認識でございます。

今後も、全ての子育て家庭に必要なサービスを提供できるよう、保育所等の利用状況や、地域での子育て支援の在り方も分析しながら、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御質問の中のお言葉をお借りしますと、私はまさに、家での３人の子育てを経験をし、現在、同様の環境にある二人の幼児、児童と同居をしている者として、御質問の趣旨も一定の理解ができるものです。

日々の子育ての大変さは経済的な問題以外にも、その家庭状況や支える体制、子供の年齢、状態、人数など、諸事情によって負担感は一様ではありません。ただいま担当から御答弁をさせていただきましたとおり、社会的にエッセンシャルな事業を責任を持って進める、ただその支援の対象が過度に偏ることなく、全ての子育て家庭が豊かに暮らせるような行政支援を取り組んでまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 ８番 後藤議員。

（８番後藤議員登壇）

○８番 後藤恭平議員 保育園などを造るなど言うてわけではないので、勘違いしないでほしいんですが、例えば出産されるときは、子育てが始まった方に、健康医療部では様々なアンケートなどを取っていると思うんですが、児童部でも共有してたり、そういう児童部に関する設問があるのかなと思ったんですが、お聞きしたところ、今のところ共有も何もされていないと、そういう設問もありませんという状態であります。当然、アンケートを取ってニーズを把握しないと予算化もできないわけですから、まずはそういうニーズを把握するというところから注力していただきたいなと、努力していただきたいなというふうに思います。

次に、教員人事権についてお聞きいたします。

令和７年度予算に教員人事権の移譲についての予算が見当たりません。やる気があれば、準備のための予算などを計上していてもよさそうなものですが、今は何もしないということでしょうか。現在の状況と今後の見通し、大阪府などの対応、本市の方針には変化がないかなどお答えください。また、市長には、今後の実現に向けてのプロセスもお聞かせください。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 まずは、担当より御答弁申

し上げます。

本市が教職員人事権の移譲を求める目的、これは本市が吹田の教育に責任を持ち、多様な子供たちそれぞれに応じた質の高い教育を提供することであり、その考え方や方針につきましては、変更はございません。

質の高い教育を提供するためには、吹田で働きたい、吹田の教育をよくしたいと考えるモチベーションの高い人材の確保が必要であると考えており、まずは、教員の働き方改革グランドデザインを策定し、教員が心身ともに健康な状態で、授業準備や学級経営など担うべく、本来業務に集中できる環境づくりに取り組むこととしております。

令和７年度当初予算におきましては、そういった観点で教員の負担軽減を図るため、中学校の部活動指導の外部委託の拡大、学校副管理者の配置の拡充、また臨時的、緊急的に小学校への市費専科講師を配置するなど、様々な取組を実施してまいりたいと考えております。

大阪府との協議の中では、全国的な教職員採用試験の倍率が低下傾向にあることを受け、受験者の確保等の検討課題が示されていることから、引き続き課題への本市の考え方や取組について説明するとともに、権限移譲に向けた手続を進めるよう求めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 現状、今後について担当から御説明をさせていただきました。これまでも直接知事に働きかけを行ってまいりましたし、今後も本市の思い、そしてやる気になるところはございません。今後も大阪府民でもある児童、生徒に直接責任を果たす立場にある基礎自治体として、大阪府にはその重要性を訴え続けてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 ８番 後藤議員。

（８番後藤議員登壇）

○８番 後藤恭平議員 人が集まらないとかいうのは深刻な問題ですけど、既に人事権を移譲されている

豊能地区も同じような状況だと思いますので、ぜひやる気を見せて、早期の実現を図っていただきたいなというふうに思います。

留守家庭児童育成室の利用料についてお聞きいたします。

本市の留守家庭児童育成室の利用料は基本方針にのっとり、受益と負担の公平性や近隣市とのバランスを考えて設定しているものかと思いますが、事業の違いはあると思いますけども、すぐ隣の大阪市はほぼ無料になっているかと思いますが。北摂各市とは、確かにバランスが取れているのかと思いますが、月6,000円と無料とでは、あまりにかけ離れているのかと思います。私は子供を預かっている施設や内容まで把握しているものではありませんので、何が違ってどういうことになっているのか、事情をお聞かせください。

○泉井智弘議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 大阪市の事業につきましては、放課後子供教室を基本としたもので、本市のこどもプラザ事業に該当するものであり、当該事業は本市も無料で実施しているものでございます。

なお、本市留守家庭児童育成室に当たる大阪市の事業につきましては、民設民営の放課後児童クラブがあり、利用料は各事業者が設定しているもので、有料となっております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 大阪市では民設民営が通常ということですが、本市には民設民営は一つもありません。大阪市ができていのに、本市にできない理由は特にないかと思いますので、今回のサウンディング調査の結果など次第で変わってくるのかなというふうにも思いますけれども、大阪市内でどんな問題があるのかなど、ぜひ把握に努めていただきたいなと思います。

次に、スモークフリーシティ・すいたについてお聞きいたします。

本市では、スモークフリーシティ・すいたと銘打って、子供たちへの教育、卒煙支援ブースや禁煙チ

ャレンジという最大1万円の助成金が出る助成制度などがあります。一方、お隣の大阪市では、2025年大阪・関西万博があるということもあって、おおさかチャチャッと卒煙アプリというものがあります。こちらは、使ったことがあるわけではないのですが、お得感というより、本市の助成制度と比べて簡単、禁煙補助薬も送付してくれるし、カウンセラーもオンライン面談となっていて、取り組みやすい仕組みとなっております。本市ではこのような情報などはつかんでおられるのでしょうか、まねならすぐにもできるかと思うのですが、なぜしないのでしょうか。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 大阪市の禁煙支援制度は、専用のアプリを使用し、オンラインで気軽に取り組める点に特徴があるものと把握しております。

一方、本市の禁煙チャレンジにつきましては、医療機関での禁煙治療が助成対象となるため、医師による診察が必須であり、医療用の禁煙補助薬を使用することで、ニコチン依存度の高い方への対応も可能となっています。また、本市の保健師による定期的な支援も実施しております。

引き続き、他市の取組も参考に、より多くの市民が禁煙を達成できるよう、制度の周知や支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 本市の取組もいいですけども、ほかのほうもいいなと思ったときに、切り替えるもせず併用ができるかとか、ニーズも多少違いがあると思いますし、すぐに検討できるようにしてほしいなというふうに思います。

先ほどの質問もそうですが、大阪市との連携があまりないかなというふうに思っています。すぐ隣ですし、サービスに差が生じるのもよくないと思いますし、知っていても話は聞いていないとか、知らず知らずになんか変わっていつているなとかいう状況が生まれないように、ぜひ政令市と中核市だからという立場を取り払って、ぜひ副市長や市長が先頭に立つ

て連携をしてほしいなというふうに思います。

次に、たばこ税についてお聞きいたします。

昨年も指摘をして、スモークフリースティ・すいたの施策の指標として使われてはどうかとさせていただきました。来年度予算では、令和6年度より減額されていますが、令和5年度よりは高い水準であります。この数値をどう考えているのか、指標とはされる方針になったのかお答えください。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まず、予算積算や評価指標の考え方につきまして、行政経営部から御答弁申し上げます。

歳入予算におきましては、地方財政法の趣旨に沿って、過去実績や経済指標、地方財政計画などに基づき積算をいたしております。市たばこ税の予算につきましては、税務部において、地方税法等に基づき、市内で販売された売渡本数に係る過去実績を基に、税率を乗じて積算をしており、妥当なものとの認識でございます。

令和元年度以降5年間の実績を概括いたしますと、税率は段階的に引き上げられており、市民1人当たりの売渡し本数はおおむね減少傾向となっております。

なお、事業を評価するための指標の考え方としましては、その成果や進捗状況を客観的かつ適切に把握できることが基本であり、各所管にて、それぞれの取組に応じた適切な指標を設定しているものと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 健康医療部からもお答えいたします。

市たばこ税に関する1人当たりの売渡し本数の増減につきましては、様々な要因との関連性を検証する必要があり、直ちにスモークフリースティ・すいたの施策の成果指標とすることは考えておりませんが、施策の評価をする際には、参考として引き続きその動向を注視してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 せっかく数字を把握しているので、指標にしないのはおかしいと思いますので、ぜひ都合のいい数字だけ使うのはやめてほしいなというふうに思います。あと、本市には、指標とかこういったアンケートとか、統計を使うプロがいないように思いますので、ぜひそういった方の採用も考えていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○泉井智弘議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 大阪維新の会の林 恭広です。個人質問をさせていただきます。

まずは、市職員のハラスメント対策についてお伺いいたします。

私自身、民間企業で約10年間営業職を経験し、カスタマーハラスメントと思われる場面にも直面したこともありましたが、しかし、その経験を乗り越えたことで成長できたと感じております。この点については、官民間わず共通する部分があるのではないのでしょうか。

その上で、今定例会において本市が職員を不当な要求や暴言から守るために条例を制定することは評価をいたします。しかし、市長が施政方針でも述べておられたゼロハラスメントを掲げる中で、特別職によるパワーハラスメント防止条例が同時に制定されないのは、一貫性を欠くのではないのでしょうか。

市内部のパワハラがアンケートで明らかになっているにもかかわらず、今回の条例整備に至らなかった理由をお聞かせください。本条例が公正な市政の運営を目的とするなら、カスハラ対策と同時に内部のハラスメント対策もさらに進めるべきだと考えます。市長の御見解をお示してください。

次に、大阪・関西万博における児童・生徒無料招待事業についてお伺いいたします。

本市は、学校行事としての万博参加を見送る判断をされましたが、その結果、共働き家庭など個別参加が難しい児童、生徒が貴重な学習機会を失う可能性が高まっております。大阪府が予算を確保し学習機会を提供する方針を示しているにもかかわらず、

本市の対応によって、その機会を生かせない子供が出るのが問題ではないでしょうか。

学校単位での参加を見送った以上、本市で育つ子供たちが、大人の都合で学習機会の損失をすることは仕方がないと済ませるわけにはいかないと考えます。子供たちの貴重な学びの機会を失うのは大きな問題であり、未来への重大な背信行為とも言えます。本市で育つ児童、生徒が万博に参加できるよう、学校以外の枠組みと連携し、具体的な方策を今すぐ講じるべきだと考え、質問いたします。

1点目、先ほど述べさせていただいたとおり、児童、生徒が本市の判断で学ぶ機会を奪われてしまった件について、本市の学校教育においてどのようにその機会を担保する計画を立てておられますか。

2点目、本市として、共働き家庭や個別参加が難しい家庭の児童、生徒のために、地域での教育機会の提供を支援する考えはないのでしょうか。

3点目、他市では交通費補助などの支援策を検討していますが、本市では個別参加の児童、生徒が負担を軽減できるような支援策を検討しないのでしょうか。

次に、大阪・関西万博開幕を間近に控えた本市の機運醸成の取組について伺います。

まずはEXPO EKIDEN 2025における市の取組についてです。来月3月16日に開催されるエキスポ駅伝2025は、1970年大阪万博の開催地・万博記念公園から、2025年大阪・関西万博の舞台・夢洲へと、実業団や大学トップチームがタスキをつなぐ特別な駅伝です。約55km、7区間にわたるこのレースは、夢と未来への思いを込めた壮大なリレーとなります。この大会を通じて、万博への期待がさらに高まることが期待されます。

吹田市内では、武道館前や千里南公園前がタスキの受渡し地点となり、コース付近となる千里ニュータウン周辺では、多くの市民が大会を心待ちにする一方で、本市全域では駅伝による交通規制への不安の声もあるため御質問させていただきます。

この貴重な機会を生かし、万博の機運醸成を図るとともに、交通規制の不安にどう対応するのか、本市の具体的な取組をお聞かせください。

次に、万博参加環境の整備についてです。

大阪・関西万博の開催が近づく中、多くの市民がその開幕を心待ちにしている一方で、チケットの購入方法やアクセスに不安を感じている方も少なくありません。特に、デジタル機器の操作に不慣れな方にとって、オンラインでのチケット購入やアクセス情報の取得は大きな課題となっております。

本市は1970年の大阪万博の開催地として、長年にわたり万博と深い関わりを持つ自治体です。市民の皆様が多くが万博への参加を楽しみにされている中、誰もが円滑に会場へ足を運べる環境を整えるため、博覧会協会や大阪府とともに、万博参加を支援する取組をさらに前へ進めるべきと考え、御質問をさせていただきます。

本市として、デジタル機器に不慣れな市民を含めた全ての市民に向け、どのような支援策を検討しているのか、お聞かせください。

次に、万博機運醸成のための周知活動についてです。

大阪・関西万博の開催に向け、国内外から多くの来訪者が見込まれております。その中で、本市全域における機運醸成の取組が重要であると考えます。隣の大阪市では、民泊やホテルの宿泊客を対象に万博グッズの配付や、館内外へのポスター掲示を推進する動きがあると仄聞しておりますが、本市としてもこの取組を参考にし、市内全域での万博の周知活動を行うことが可能ではないでしょうか。自治体から博覧会協会へ依頼をすることで、無料で万博グッズの提供を受けることが可能とも聞いておりますので御質問いたします。

本市として、これらのグッズを活用し、市内の宿泊施設や商業施設、公共施設などへの周知を図るお考えはありますか。

次に、特殊詐欺対策について伺います。

令和5年9月定例会で、特殊詐欺撲滅に向けた決議が全会派の賛成で可決されました。本市が吹田モデルとして特殊詐欺を起こせないまちを目指すなら、巧妙化する手口に対し、従来の対策が十分か検証すべきではないでしょうか。

また、治安のいいまちとの認識が広がる一方で、

市民の危機感が薄れてしまつては本末転倒です。被害防止には市民の自助意識の向上が不可欠と考えますが、本市はどのように取り組んでいるのか、お示しください。

1点目、本市が実施している防犯機能付電話機の購入補助制度や啓発活動などの施策について、具体的な効果や成果はどのように評価されていますか。また、これらの施策によって特殊詐欺被害の減少にどの程度寄与しているのでしょうか。

2点目、犯罪を起こせないまちを実現するには、市民一人一人の防犯意識の向上が不可欠です。市民が主体的に多様化する犯罪対策に取り組むための仕組みづくりについて、市としてどのように考え、どのような啓発活動や教育プログラムを実施しているのかをお聞かせください。

3点目、警察、地域コミュニティ、学校などとの連携による防犯ネットワークの現状と、今後の強化方針についてお聞かせください。

4点目、特殊詐欺にかかわらず、あらゆる犯罪の手口が巧妙化する中、本市として新たに検討している防犯対策があれば教えてください。

次に、公園について伺いたいします。

まずは中の島公園の魅力向上について1点御質問いたします。

指定管理者応募者が1件だったことについて本市の御見解をお示しください。

次に、紫金山公園の魅力向上事業について御質問いたします。

1点目、来年度の社会実験の継続についてはどのように行う予定でしょうか。

2点目、風土記の丘構想を踏襲する一方で、市民から樹木が鬱蒼としているとの御指摘もあります。自然保護と安全性の両立について、本市の具体的な方針を教えてください。

3点目、ワークショップで釈迦ヶ池の活用が話題に上がりましたが、本市から管理者へ何か働きかけを行ってはどうでしょうか。

4点目、紫金山公園に関連する都市計画道路の進捗状況について、本市の見解を教えてください。また、住民への説明機会の確保についてのお考えもお

聞かせください。

5点目、過去に地域教育部として、関係部局と共に検討していくと発言があったビジターセンターについては、魅力向上事業の中でこういった整備方針になる予定でしょうか。

次に、公園の看板についてです。

市内の公園では、必要以上に多くの看板が設置されており、景観を損なうだけでなく、情報が乱立し、逆に分かりにくくなっております。また、内容が古いまま更新されていないものや、意味のないと思われる注意書きも見受けられますので、質問させていただきます。

1点目、公園内の看板の設置基準について、どのように定めているのでしょうか。

2点目、看板の数や内容を定期的に見直す仕組みはあるのでしょうか。

3点目、必要以上の看板を削減し、情報を整理する計画はあるのでしょうか。

次に、遊具の利用停止についてです。

最近、市内の公園では、壊れてもいない遊具が次々とテープで封鎖され、子供たちが、なぜ遊べないのかと首をかしげる光景が広がっております。理由の説明もなく、ただ使えなくされた遊具を前に、大人ですら困惑しておりますので、質問させていただきます。

1点目、遊具の点検はどのような基準で実施され、具体的にどのような項目を確認しているのでしょうか。

2点目、遊具が利用停止となる場合、その理由や修繕予定を市民にどのように周知しているのでしょうか。

3点目、修繕や更新が遅れている遊具について、どのような対応を考えているのでしょうか。

4点目、遊具の適切な維持管理を迅速化し、子供たちがより早く安全に利用できるような改善策を講じる予定はあるのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○泉井智弘議長 質問の途中ではありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1 時 再開）

○山根建人副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

25番 林議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

○大山達也総務部長 市職員のハラスメント対策に関し、まずは担当より御答弁申し上げます。

職員間のハラスメント相談につきましては、労働施策総合推進法等に基づいて、人事担当部署に相談窓口を設置しておりまして、これまでも必要な調査、措置を行うなど適切に対応しているところです。

また、特別職によるハラスメントに関する相談につきましては、相談窓口以外に公益内部通報制度等の活用により対応が可能であるとの認識でございます。このため、パワーハラスメント防止条例の制定については考えておりませんが、今後、相談窓口、公益内部通報制度等の一層の職員周知を図ることにより、ハラスメント対策を進めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業に関する御質問について、学校教育部より御答弁申し上げます。

まず、児童、生徒が学ぶ機会を担保とする計画を立てているのかということにつきましては、年間の学習計画を含む、教育課程の編成権は各校にあることから、市教育委員会といたしましては、2025年日本国際博覧会の教育的意義や機運の醸成については認識しており、今後は、市長部局と連携する中で、教育活動を通して児童、生徒の学びの機会が確保できるよう、各校に周知してまいります。

次に、個人で訪れる際の交通費補助につきましては、各校が実施する校外学習に係る交通費補助を市としては行っていないことから、個人で訪れる際の交通費の補助につきましても、支援する予定はございません。

以上でございます。

○山根建人副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 続きまして、地域教育部か

ら答弁申し上げます。

まず、2025年日本国際博覧会に関する地域での教育機会の提供につきましては、各地域の青少年団体が地域の実情や実態に応じて、他の行事などと同様に実施の判断をされるものと認識しております。

また、その支援につきましては、子供の健全育成のために地域行事として実施される場合、既存の補助制度の枠組みの中で対象経費を補助するなど、必要な対応を行ってまいります。

次に、（仮称）紫金山公園ビジターセンター整備基本構想における当該施設の整備につきましては、現在、紫金山公園魅力向上事業の中で、市民ニーズを把握しながら、必要な機能等を再整理する必要がありますことから、関係部局とも連携し、改めて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 2025年日本国際博覧会につきまして、都市魅力部から御答弁申し上げます。

まず、EXPO EKIDEN 2025の開催につきましては、万博の機運醸成に資することから、本市も共催者として告知ポスターの掲出やSNSでの発信を予定しているところでございます。また、駅伝開催に伴う交通規制につきましては、市民への影響も大きいことから、事前に各地区連合自治会長へ事務連絡会で御説明させていただきました。さらに、主催者によるコース沿道へのチラシのポスティングや看板の設置に加えて、市報すいた3月号に掲載し、周知を行うこととしております。

次に、万博参加環境の整備につきましては、これまで市ホームページにチケット購入サイトへのリンクの掲載や、市報や公式SNSにおいて周知してまいりました。今後につきましては、チケットの購入方法や万博会場へのアクセス情報につきましてもホームページ等でお知らせしてまいります。

最後に、万博機運醸成のための周知活動につきましては、市役所本庁舎や本市主催のイベントなどでポスターの掲示やグッズの配布等を行っております。また、市内の一部の商店街におきましては、のぼりの掲出やテーマソングを流す取組等を実施しており

ます。今後につきましては、ポスター等を掲示する本市公共施設を増やすほか、商工会議所とも連携した周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 市民部長。

○中村大介市民部長 続きまして、市民部より特殊詐欺対策の効果と評価につきまして、御答弁申し上げます。

特殊詐欺の認知件数は依然、高止まりの状況でございますが、アポ電（予兆電話）の発生件数は、前年度185件ございましたが、令和6年度においては、本年1月末日現在で83件と減少している状況でございます。

また、購入補助決定者に実施したアンケートでは、回答者の9割を超える方から、安心している、効果があると評価をいただいているほか、吹田警察からは防犯電話機の利用者に特殊詐欺の被害者はゼロと聞いており、購入補助事業が未然防止に大きく寄与していると考えております。

一方、本年1月末日現在で、補助事業による防犯電話機の普及率は約2.5%となっていますことから、市全体としての効果は見えにくい状況でございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 次に、危機管理担当にいただきました数点の御質問にお答えいたします。

まず、市民の防犯意識の向上への取組でございますが、多様化する犯罪の中、女性や子供、高齢者を狙った犯罪は後を絶たない状況で、本市においても実際に子供への声かけから、性犯罪などの重大事件に発展する事案も発生しております。

このような事案を二度と起こさないための本市独自の取組として、令和4年度（2022年度）から小学生向けの防犯教室を実施しており、自分や友達の方法を守る方法を身につけてもらえるよう、事件の公判記録などを参考に声かけ事案を再現し、対処を学ぶロールプレイを行っております。また、市民の方に向けた啓発活動としましては、特殊詐欺や侵入盗対策等に関する防犯講座を各地域で実施しております。

次に、地域連携による防犯体制の強化でござい

ますが、吹田警察署とは、幹部職員による年2回の連絡会議に加え、担当者レベルで毎月会議を開催し、庁内関係部署も柔軟に参加しながら、定期的に情報共有や意見交換を行っております。

また、地域や学校などとの連携では、犬の散歩をしながら行うわんわんパトロールや、地域青色防犯パトロールカーでの見守り活動、安心安全マップ作成など、地域の実情に応じた形での各種取組を通じてネットワークづくりに努めているところでございます。今後とも、各団体と連携しながら取組を充実させ、さらなる関係強化に努めてまいります。

最後に、新たな防犯対策につきましては、今年度から強化を図っております地域青色防犯パトロール隊の新規結成支援のほか、安心安全の都市づくり協議会参画団体の関係強化による取組や、市報掲載をきっかけに問合せが増加しているわんわんパトロール活動など、防犯活動を行う主体が広がっていることも踏まえ、活動の充実に向けて支援してまいりたいと考えております。また、防犯カメラの更新時における、より効果的で抑止力が高まるようなカメラの設置などについても、警察と連携し、対応を進めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 公園に関する御質問に、土木部から御答弁申し上げます。

まず、中の島公園魅力向上事業における指定管理者候補者については、学識関係者を含む選定委員会において、Park-PFI手法による再整備と併せ、本公園の管理運営を適切かつ確実に行うことができる事業者として、選定基準、評価項目に基づき選定されており、1者による応募ではありますが、本公園の目指すべき姿を実現できる能力を有する事業者が選定されたものと考えております。ほかにも興味を持たれている事業者は複数あったと思われますが、事業の採算性などから、結果的に1者応募となったものと推測しております。

次に、紫金山公園について御答弁申し上げます。来年度の社会実験につきましては、今年度の社会実験で南エリアの里山管理体験や、かまどベンチなど

の実践型プログラムなどの声があったことから、もう少し実証実験を続け、今後の具体的な方針策定に生かしていくことを目的としているものでございます。ワークショップや社会実験参加者のほか、SNSなどを通じて、改めて企画に参加いただける市民を広く募集し、その輪を広げていきたいと考えています。

自然保護と安全性の両立につきましては、利用時間の制限を行わない自然型の公園全般に見られる社会的な問題の一つと捉えております。基本的に園路や散策路を安全に利用していただくためには、利用者自らの自助に委ねることになりますが、積極的に植栽に手を入れるべきゾーン、自然の遷移に委ねるゾーンなどを区分し、関係者の意見もお聞きしながら、よりよい方法を検討していきたいと考えております。

釈迦ヶ池の活用につきましては、所有、管理されている釈迦ヶ池土地改良区に対し、ワークショップへの参加協力を求め、管理上困っておられるごみの問題などを情報提供させていただいたり、名神下から池沿いの通行や釣り大会など、ワークショップ参加者からの御意見を共有するなど、市として働きかけを行っているところです。農業用のため池として管理されていることから、活用に伴う維持管理、安全管理への負担の増加などを御心配されており、今後は、これらの懸念を払拭できる協働の方向性を探していきたいと考えております。

次に、公園の看板につきまして、公園に設置している啓発看板は、利用者や近隣住民の方々の強い要望で設置をしているものです。本市としましては、積極的に設置していくことを望んではおらず、設置基準はありませんが、吹田市公共サインデザインガイドラインでは、管理台帳の整理など適切な維持管理や、景観に配慮した表示方法などが示されていることから、そのように運用するよう努めてまいります。

看板の数や内容を見直していく仕組み及び整理していく計画につきましては、啓発看板は基本的に利用者や、近隣住民の方々の要望で設置しているものであり、必要数の設定は困難ではありますが、一定期

間が経過し、古くなった看板につきましては、定期的にチェックする体制を検討し、内容更新の検討を行うとともに、可能な限り撤去し削減を図ってまいります。

最後に、公園の遊具につきまして、御答弁申し上げます。

遊具の点検基準とその内容につきましては、本市では、遊具を子供たちが安心して遊べる重要施設と位置づけ、市で管理する公園や遊園にある全ての遊具を対象に、年に1度、有資格者による点検で、劣化具合やハザードを診断し、遊具の健全性を調査しております。

遊具の利用停止の周知につきましては、調査時に、危険と判断された遊具は、緊急対応として直ちに立入禁止表示テープを設置することにより使用禁止措置を取り、安全性の確保に努めております。今後は、修繕や更新まで一定期間要するため、使用禁止した理由を現地で告知できるような工夫を実施してまいります。

修繕や更新の対応については、吹田市公園施設長寿命化計画に基づき計画的に実施しておりますが、早期の予算と財源の確保に努め、計画を前倒しにするなど、使用禁止期間を可能な限り短縮できるよう努めております。

以上でございます。

○山根建人副議長 地域整備担当理事。

○梶崎浩明理事（地域整備担当） 都市計画道路の進捗状況について、地域整備担当から御答弁申し上げます。

都市計画道路豊中岸部線岸部北工区の進捗状況につきましては、大阪府において、令和6年（2024年）3月に事業認可を取得し、同年5月に事業概要説明会を開催、同年7月頃から測量、土質調査及び道路予備設計に着手しており、おおむね事業工程のとおりに進捗しているものと考えております。

今後の住民への説明につきましては、道路予備設計の進捗を踏まえて、令和7年度に実施予定であるとお聞きしております。

以上でございます。

○山根建人副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 職員のハラスメント対策について御質問をいただきました。カスハラのみならず、パワーハラについても御質問をいただいております。その中で、特別職が対象となる条例制定の必要性につきましては、ただいま担当部長から一定の答弁をさせていただきました。私自身、パワーハラスメント行為を受けてきた経験も踏まえ、組織のトップとしてそのような行為を根絶すべきとする強い意志を職員に発信をいたしました。

その上で、経験上、組織内において一般的に極めて強い権限を持つ市長によるモラルハザードへの対応を、組織内部で担当者が適切に、時には厳しく行うことは、たとえその仕組みを制度化したところで、果たして有効に機能するものか。近年よく報道される他自治体での事例を見るに疑問を持たざるを得ません。

とはいえ市長は二元代表制の下で選ばれ、雇用者として社会的責任を持つ立場でございます。その言動において限度を超える事案が起こった場合は、メディア報道等に先駆けて、内部通報や市民、議員、そして議会による牽制機能が健全に働くことを望んでまいりましたし、今後についてもその機能が実効性を持ち続けることを望むものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 議長のお許しをいただき、2回目は質問と意見を述べさせていただきます。皆様、御答弁ありがとうございます。

まずは、大阪・関西万博における児童・生徒無料招待事業について質問いたします。

私は小学校では広島へ、中学校では長崎へ修学旅行で訪れ、平和教育の一環として貴重な経験をさせていただきました。どちらの機会でも、学校の授業で戦争について学び、広島では平和記念公園で原爆ドームや広島平和記念資料館を、長崎では平和公園で平和祈念像や平和の泉を見学いたしました。これらの光景は今も鮮明に記憶に刻まれています。ここにいらっしゃる皆様の中にも、同様の経験をされ、

大人になった今でもその学びを覚えておられる方が多いのではないのでしょうか。

万博の歴史において、同じ国、同じ都市で僅か55年という短期間に2度開催されることは、極めて異例であり、まさに歴史的快挙と言えます。そのような貴重な機会において実施される校外学習事業は、単なる授業の延長ではなく、知識と体験を一体化させた学習の本質を担保するものです。学びとは、教室の中だけで完結するものではございません。この機会を逃すことは、児童、生徒の成長にとって計り知れない損失となると私は考えます。

そこで、教育委員会へお聞きいたします。学校行事への参加について、本市の児童、生徒たちに対し、学習機会の損失は仕方がないとお考えなのでしょうか。言わば大人の都合で子供たちの学習機会を奪っているという御認識はあるのでしょうか。また、この判断が将来において歴史的に耐え得るかどうかについて、教育長の御見解をお示しください。

また、公園についての意見を述べさせていただきます。

ボール使用の通知を保護者全員に配付するのであれば、遊具の利用停止についても教育委員会を通じて周知すべきです。さらに、公園の管理にとどまらず、市民と共に未来へ向けたよりよい公園づくりを、さらに進めていただくよう要望いたします。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは、担当より御答弁申し上げます。

各校で行われる教育活動の中で、校外学習前後に実施する、事前に調べたり、事後にまとめたりする関連授業と同様に、2025年日本国際博覧会に関し、国際理解や最新の技術について理解が深まるよう、各教科・領域等で学習の機会を展開するよう、周知してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 教育長。

○大江慶博教育長 学習指導要領に示す遠足・集団宿泊的行事においては、平素と異なる生活環境にあつて見聞を広め、自然や文化などに親しむことと記されておるように、議員御指摘のとおり、学びとは、

教室の中だけで完結されるものではございません。

このたびの府の事業を、校外学習として活用するに当たり、府教育庁をはじめ関係機関に対して、児童、生徒の安全確保を前提としたやり取りを繰り返したことは、これまでの御答弁のとおりでございますが、2025年日本国際博覧会は、児童、生徒が自ら興味・関心を抱き、諸外国の文化や最先端の技術を学ぶことのできる、かけがえのない機会であるとの認識に変わりはありません。

本市小・中学校においては、学校行事としての参加を見合わせますが、児童、生徒が将来にわたって、主体的に学び続ける態度を養う観点からも、その教育的意義について各校に周知し、児童、生徒が、「いのち輝く未来社会のデザイン」を意識できるような教育活動を促してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 3回目は、意見を述べさせていただきます。

そもそも本市は、本市独自の基準にかなわなかったとして、万博の生徒・児童招待事業から撤退をされましたが、これは慎重な判断ではなく、責任放棄ではないでしょうか。万博開幕を目前に、博覧会協会や国・府が改善を進める中、できない理由ばかりを述べていては、最初から参加する気がなかったと言われても仕方ありません。

また、結果として、子供たちの学びの機会を犠牲にし、市の責務を放棄した形になっております。この決断が市民の未来に恥じないものか、改めて再考していただきますよう強く要望し、質問を終わります。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 公明党の野田でございます。個人質問をいたします。

まず、個人住宅向けの防犯カメラ設置の補助についてお聞きをいたします。

全国各地で相次いで、闇バイトなどによる強盗や特殊詐欺の被害を受けて、犯罪の撲滅のための防犯

対策が急がれております。大阪府は、軽犯罪率が高く、特に独り暮らしや高齢者世帯が狙われやすい傾向であります。空き巣や強盗、不審者などが増加している防犯対策として、安心して暮らすために防犯カメラは有効であります。警察庁によると、侵入口として最も多いのが窓ということであります。一方、侵入に5分以上かかると約7割は諦めるとの調査もあり、侵入に時間をかけさせるのが防犯対策の肝になります。そのため、現在、個人住宅向けの防犯カメラ設置補助が着実に広がっております。

そこでお伺いをいたします。個人住宅における防犯カメラの有用性についてどのように考えておられるのか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 個人住宅向け防犯カメラの設置につきましては、御家庭でできる防犯対策の一つであり、取り付けることで防犯意識の高い住宅であることを犯罪者に対してアピールできるなど、犯罪抑止に一定つながるものと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、大阪府内における同事業についての実施状況があれば、お聞かせください。

○山根建人副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 大阪府内の実施状況につきましては、大阪府への聞き取りやインターネット上での確認となり、詳細な調査はできておりませんが、自治会単位やマンション管理組合などの団体に対する街頭防犯カメラの設置補助事業が一部行われているものの、個人住宅向け防犯カメラに対する設置補助事業を実施する自治体は確認できておりません。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 闇バイトの被害を聞くたびに、怖くて不安であるという声を聞いております。先進的に取り組んでいる足立区や狛江市などでは、個人住宅向けに設置支援を展開をして、安心感が高まったとの安堵の声があり、こうした動きに呼応して、

東京都は25年度予算に2万円の補助をする方針であります。本市におきましても、防犯対策の充実に向けた支援策を主導して、犯罪から市民を守る、市民の安心、安全につながる対策強化のため、個人住宅向け防犯カメラの補助をするべきと思いますが、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 個人住宅向け防犯カメラの活用が防犯対策になることは認識しておりますが、近隣住宅の映り込みへの配慮や、撮影範囲などの検討も必要とされており、補助による防犯カメラの設置には、慎重な対応が求められるものと考えております。

また、闇バイト強盗や侵入盗には、防犯カメラを恐れないといった特徴があるとの報道もございます。まずは、今後の当該犯罪の発生状況や、東京都などにおける実施状況、その効果など、注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、J R吹田駅南側周辺整備についてお聞きをいたします。

数年前までは、J R吹田駅南側周辺整備が前に進む期待感がありましたが、今は機運の醸成を見守っている感が非常に強く思え、停滞感さえ感じます。しかし、2031年、なにわ筋線の開業に合わせ、阪急電車が新大阪駅と関西国際空港を直接結ぶ乗入れの運行計画の検討が発表されました。大阪市を南北に貫くなにわ筋線が完成することで、J Rのうめきた駅と難波駅や南海の新今宮駅などを結ぶことで、関西国際空港や新大阪駅へのアクセス性の向上が期待をされます。吹田市から神崎川を渡れば新大阪が、世界有数の広域交通ターミナルのまちづくりの実現に向けて動き出しております。J Rで言えばたった2駅のアクセス抜群の吹田市が、この機を逃さず生まれ変わり、人の流れをまちに、吹田市に広げるチャンスであります。

そこでお伺いをいたします。さんくす1、2、3番館の建物及び施設設備についての老朽化状況や、

耐震状況についてお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 吹田さんくす1番館、2番館、3番館の老朽化状況につきましては、吹田さんくすは開業から45年が経過し、建物及び施設設備について、経年による老朽化が進んでいると認識しています。

また、耐震化の状況につきましては、平成21年（2009年）に耐震診断が実施された1番館は耐震基準を満たしていませんが、2番館、3番館は、耐震化が完了しているとお聞きしております。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 1番館は耐震基準を満たしていない状態を、地権者の合意ができていないということで、平成21年から16年間も不安全状態を黙認している指導監督の行政の姿勢には問題を感じます。さんくすビルの老朽化について、現在どのような手を打っているのかお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 団地管理組合法人吹田さんくすでは、必要に応じて比較的大規模な設備の改修工事や修繕工事等を実施するとともに、現在、将来見込まれる修繕工事及び改修工事の費用の算定を行っているとお聞きしております。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 続きまして、さんくす1、2、3番館の空き状況をお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 吹田さんくす1番館、2番館、3番館において、現在、吹田市開発ビル株式会社が所有し、テナントを募集している区画は4区画となっています。なお、同社が所有する区画以外は、詳細に把握していませんが、各館に空き区画が存在していることは認識しています。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 開発ビル所有の空き店舗は長期にわたり空き状態が続いており、加えて、開発ビル所有以外の店舗の空きは15店舗あると仄聞しております。開発ビル所有、それ以外の所有も店舗の空きを埋めるのは、なかなか至難の状態であると思いますが、その原因を指導監督する市としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 空き床が生じる要因については、所有者の事情や賃貸借料、設備等の状況など様々な要因が考えられます。吹田市開発ビル株式会社が所有する空き床が解消されることは、不動産の賃貸及び管理を営む同社にとって、経営上望ましいことと考えております。

これまで同社に対しては、所有している賃貸用不動産の空き床状況について、多様な手段を活用した情報提供などにより、空き床の解消に努めるよう、助言等を行ってまいりました。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 続きまして、J R吹田駅についてお聞きをいたします。

この駅を降りると、ふと懐かしさを覚える、昭和にタイムスリップした感じがする駅であります。J R京都線の中でも大変趣のある駅舎になっております。そこでお伺いをいたします。J R吹田駅の建て替えについて、J Rはどのようなお考えを持っているのかお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 J R吹田駅の建て替えにつきましては、現時点において、西日本旅客鉄道株式会社から、予定等はお聞きしておりません。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 なにわ筋線の延伸、新大阪駅周辺地域のまちづくり、加えて将来的にはリニア中央新幹線が大阪まで整備される計画になっているこ

とを見据えた場合、J R吹田駅の再整備は絶好のビッグチャンスのタイミングであると考えます。今後、賃料が高い大阪市内でなく、企業誘致において、この吹田は大変魅力のある地区になってくると思われます。しかし、企業が進出したくてもできない現在の状況であります。

今まで本市の市政は、機運の醸成を見守るという答弁の繰り返しであります。機運の醸成とは、事をなすため最適な時期を得られるよう、徐々に状況をつくり上げていくことであります。いわゆる中心者の行動に影響され、主体性の醸成が促されるのであります。しかし、今のこの地域の整備の主体者は誰なのかよく分かりません。いつまでも傍観者のように、機運の醸成を見守る答弁を繰り返すおつもりなのか、予算もつけずに機運の醸成を期待することはありません。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 区分所有建物では、どのような事業手法を取る場合であっても、関係権利者が合意形成を図り、主体となって再整備を進めていくことになります。そのため、J R吹田駅南側の再整備につきましては、まずは、関係権利者の機運の醸成を図ることが最も有効な取組と考えております。

現在、吹田市開発ビル株式会社の働きかけもあり、団地管理組合法人吹田さんくすにおいて、将来見込まれる工事等の費用の算定を行っているところとお聞きしており、これにより将来の維持管理に関する課題が見える化され、今後の建物管理の方向性について、一定、議論がされるものと考えております。本市といたしましては、現時点において、こうした議論の進展に合わせ、必要な情報を提供するとともに、再整備の機運が高まった際には、まちづくり活動支援事業などの初動期の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 突き詰めれば、地権者が主体者であるという、全く理解し難いお考え方にはあき

れます。傍観しているだけで多くの地権者が機運の醸成をしていくという姿勢を考え直さなくてはならないと言っておきます。誰がこの多くの地権者に機運の醸成を図るのか、よく考えていただきたい、要望しておきます。

吹田市を持続可能な好循環のまちにするには、取り残されたこの地域の開発しかありません。新大阪駅と連動した開発ができるのは、このタイミングでしかありません。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 JR吹田駅周辺につきましては、吹田市第4次総合計画及び吹田市都市計画マスタープランにおいて、ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すこととしている中で、吹田さんくすの老朽化については課題であると認識しております。

一方で、本市の都市形成において、都市機能をより高度に発揮し、広域交通の利便性を高めるためにも、新大阪駅周辺は、結びつきを強めることが求められる都市拠点と考えており、本市の魅力を高めるためにも、引き続きまちづくりの動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 このような答弁を繰り返しているうちは、機運の醸成は絵に描いた餅でしか今はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、JR岸辺駅南側についてお伺いをいたします。

この地域の商業施設が今、続々と閉鎖になっております。JR岸辺駅を挟み、南北でまちづくりが進んでおります。今後、この地域についてどのようなようになるのか、住民の皆さんがとても興味深い話の内容になっております。土地面積約2万6,000㎡と仄間をしております。指導監督する吹田市として、今後、この地域にどのような計画を把握しておられるのかお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 JR岸辺駅南側商業施設においては、現在様々な店舗等が閉店されていることは把握しておりますが、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく手続が行われていないため、情報は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 行政の立場上、現在は手続が提出されていないため、この地域の開発については不確実なため答弁できないと思われれます。しかし、マンション約700戸程度と商業施設が建設されると仄間をしております。そこで考えられる様々な課題や問題等、どのような影響があるのかをお伺いいたします。

700所帯が増えることにより、この地域の子供の推移はどのようになっていきますか。また、最大どれぐらいの子供が増えてくるのかお聞かせください。

○山根建人副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 児童部より御答弁申し上げます。

開発に係る情報が得られていない現時点では、当該要因を勘案した就学前児童の推計につきましては、算出を行っておりません。大規模開発は、保育施設の量の見込みの変動要因となり得るため、関係部局と情報共有を行い、必要な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 次に、学校教育部より御答弁申し上げます。

教育委員会におきましても、当該地区における住宅開発等に係る現時点での情報が得られていないため、今後の児童、生徒数の推計を見込むまでには至っておりません。今後も庁内連携を図り、状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 未就学児の対応についてお伺いをいたします。

この地域における保育園、幼稚園の対策はどのよ

うになっていますか。また、待機児童の発生は考えられるのですか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 未就学児の教育・保育環境の充実につきましては、区域ごとに将来のニーズ量を見込み、必要に応じて提供量を確保する方針としております。

現時点で御質問の大規模開発に関する手続はございませんが、手続がなされた場合には、開発戸数や入居時期などの詳細を精査し、人口動態の変化を踏まえた教育・保育需要の増加を見込み、その上で待機児童数が発生しないよう、必要な確保策を検討してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 近隣の東保育園の認定こども園化は、今のままの計画で進んでいいのでしょうか。保護者ニーズを吸収できるのか、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 東保育園の認定こども園化につきましては、吹田第三幼稚園の急激な園児数減少により、幼児教育の目的の一つである集団での学び合いが難しくなっている状況への対応という観点から提案しているところです。なお、今後、大規模な住宅開発等に伴い、保育の必要性が増加する場合には、既存施設の有効的な活用や、新たな施設整備等により、必要な保育量の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 次に、児童、生徒増についてはどれぐらいを想定されておられるのか、またその影響による小・中学校の校区と学校環境整備についてお聞かせください。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 現時点では、住宅開発等に係る児童、生徒数の想定までには至っておりません。

引き続き、情報収集を行いながら、よりよい教育環境の確保のため、適切に対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

(19番野田議員登壇)

○19番 野田泰弘議員 まだ現時点ではよく分からないことがたくさんありますので、この地の跡地活用は未発表であります。大阪市のアクセスのよさ、JRと阪急に挟まれた交通至便の立地、再々開発には大きな期待があります。地域住民も大変興味と感心がある開発になっておりますので、情報を可能な限り市民、議会に情報共有するよう要望いたします。

最後に、やすらぎ苑について伺いをいたします。

やすらぎ苑の火葬件数は、平成23年度から令和5年度は約100件増加をしております。特に冬場の時期の1月は、どの年でも最も多い火葬の件数であります。恐らくヒートショック等による死因ではないかと推測をされます。最近、お亡くなりになられた御遺族の方から、同じようなお話を伺いました。お亡くなりになってから火葬までの日数が、あまりにも長過ぎるという内容でした。

そこでお伺いをいたします。やすらぎ苑の稼働状況はどのようになっておられるのか、お聞かせください。また、炉を増やすことは可能なのか、予算的なことも含めてお答えください。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 まず、現在のやすらぎ苑の稼働状況でございますが、全火葬炉が稼働しており、1日2サイクルの能力上限にて稼働中でございます。

次に、増炉についてでございますが、増炉スペースは確保されておりますが、実施に当たりましては、増炉による火葬の待ち日数に対する効果、火葬件数の増加に伴う指定管理業務への影響、火葬システム変更の要否の確認の課題について検討が必要になってまいります。

最後に、かかる費用につきましては、複数年にわたる仮設計画を含む全体計画、設計業務委託、工事費等の算出も必要になりますことから、現時点ではお示しすることは困難でございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 炉を増やすことは可能であります。現実的でないことは理解をいたしました。最近はお亡くなりになってから火葬の日数は、1週間程度かかるという声も聞いております。火葬までの待ち日数の平均日数と最長日数をお聞かせください。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 お亡くなりになられてから火葬までの状況が異なりますことから、詳細には把握していませんが、火葬申込みから火葬実施まで、冬季において最長で1週間程度、それ以外の時期では平均3日から4日程度の待ち日数が生じている状況でございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 火葬までの御遺体の保全の料金について、日数がかかるため大変高額になっていると仄聞をしております。

そこでお伺いをいたします。それぞれ民間の利用料金であるため、多少金額の高低差があると思いますが、現在の保全の料金状況についてお聞かせください。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 御遺体の保管に関する料金につきましては、民間企業が行うため一律にお示しすることはできませんが、保管方法として、ドライアイスやひつぎを冷蔵庫に納めるなどの方法があり、一定の保管費用が生じていることは認識いたしております。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 長期の保全は経済的にも大変厳しい状況であります。加えて葬儀を行うこともできなく、精神的な苦痛も続きます。

そこでお伺いをいたします。この経済的負担の緩

和のため、一定の長期の保全を余儀なくされた場合の負担軽減をしてはと提案をいたします。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 火葬の待ち日数が長期化することにより、市民の方々に経済的、精神的な御負担をおかけしていることにつきましては、大変心苦しく思っております。

近隣他市におきましても同様の状況であり、負担軽減策について特段の制度を設けている事例がないことも確認しておりますが、今後、本市より待ち日数が長い関東圏での対策も含め、調査・研究してまいります。まずは、待ち日数が長くなる冬季に、今以上お待ちいただくことのないよう、引き続き全火葬炉が稼働できる体制を整備してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 最後になりますが、この3月で退職される職員の皆様におかれましては、長きにわたり市民のために御尽力いただき、誠にありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 公明党の小北一美でございます。個人質問をさせていただきます。

最初に学校給食事業についてお伺いします。

まず、議案第26号の給食費の保護者負担軽減策について。物価高騰から市民生活を守るため、我が会派も緊急要望した学校給食費の負担軽減策が予算に計上されたのは大いに評価いたします。その上での質問ですが、小学校給食は食材費値上げ分補助が1年間の補助となっているのに、給食費の無償化が半年間となっています。なぜ給食費も1年間の無償化としなかったのかお答えください。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 今回の小学校給食費の無償化につきましては、国による全国的な財政措置として追加された重点支援地方交付金を活用し、実施す

るものであり、本市に配分される交付金の額を踏まえて、4月から9月までの半年間としたものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 次に、中学校給食ですが、中学校は1年間の半額補助並びに食材費値上げ分補助を実施しますが、恩恵を受けるのは給食を利用している生徒の家庭のみとなり、弁当等の家庭の保護者負担軽減策はありません。現在は選択制の実施となっているとはいえ、物価高で家計に厳しい状況の中、全く軽減策の実施がないのはいかがなものかと考えます。これまでもこの件については議論がありましたが、改めて認識をお聞かせください。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 中学校給食費の保護者負担軽減につきましては、物価上昇に対する家計支援を主たる目的としているのではなく、給食費の半額補助の継続と、食材費の値上がり分を補助することで、現在の選択制における喫食率のさらなる向上を図るものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 次に、中学校給食の全員給食実施についてお伺いします。

中学校の全員給食については、施政方針でも国循や健栄研が立地する健都の強みを生かし、生活習慣病予防の基礎づくりにつながる給食の提供を実現する準備を進めますとの趣旨で述べられておられますが、まず、スケジュールについて確認いたします。

昨年11月定例会で、給食調理委託料等の関連予算が可決され、令和10年度の全員給食実施に向けて着々と準備が進んでいると思います。昨年の9月の私の会派代表質問への理事者答弁によると、事業者募集を今年度中に開始するとありますが、それも含めた全員給食実施に向けたスケジュールをお答えください。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 今後のスケジュールでございますが、給食調理事業者の募集を今年度中に開始し、令和7年度の夏頃に事業者を選定、同年度中に給食調理等業務の委託契約を締結する予定でございます。その後、選定された事業者による施設の建設工事、開業準備などが実施され、令和10年度中に給食提供を開始する予定です。

あわせて給食提供開始に向けて、給食時間の確保や食物アレルギー対応、給食指導の体制などの学校における運用面についても検討を進め、教職員への研修などを実施してまいります。また、令和7年度から順次、夏休み期間を中心に、中学校の給食配膳室等の改修工事も行なってまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 中学校給食の全員給食実施は、健都での民設民営によるセンター方式での実施となりますが、建物や土地の所有権はどうなるのかお答えください。

○山根建人副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 本件土地につきましては、整備・運営事業者が応募する際に、土地を購入するか借り受けるのか、どちらかを選択していただきます。土地の所有権は、事業者が土地を購入の場合は事業主に、借り受ける場合は本市が所有し続けることとなります。なお、建物の所有権につきましては、どちらの場合においても事業者となります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 小学校給食は民間委託での実施の場合、3年間での期間となっていますが、中学校給食は15年間もの長期間での民設民営方式での実施となり、リスク管理が必要であります。本市としては、リスクは起こり得るものとの認識を持ち、リスク発生時の迅速かつ適切な対応が必須です。例えば、想定リスクの列挙やリスク発生時の初動対応、原因調査と原因分析及び必要な改善、再発防止策、給食提供の停止や再開に向けた判断に必要な対応、

市・事業者・学校現場及び保護者間での情報共有等を整理した危機管理対策マニュアルの策定が必要と考えますが、御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 安全を確保し、質の高い給食を安定的かつ継続的に提供するため、設備や給食機器の不具合、異物混入、配送トラブル、食物アレルギー対応など、様々なリスクを想定し、対応策をまとめたマニュアルの作成は必要と認識いたしております。

御指摘いただいた視点や衛生管理の観点も踏まえ、現在運用している小学校給食や他市のマニュアル等を参考にして、今後、各種のマニュアルを作成してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 また、今年度内に事業者募集を開始するとのことですが、リスク管理の専門家である弁護士等としっかり打合せをし、募集要項に法的な観点からの必要事項をしっかりと明記すべきであると考えますが、担当副市長の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 まずは、担当より御答弁申し上げます。

中学校の全員給食の実施につきましては、民設民営で、提供期間が15年間と長期間にわたるものとなり、施設・設備を本市が所有している場合や、短期間の契約である場合とは異なるリスクが生じるものと認識しております。そのため、御指摘いただきましたように、事業者募集においては、これに起因するリスクを低減するための内容を募集要項に盛り込めるよう、法律の専門家への相談も含め、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 事業者を募集するに当たっては、中学校給食を長期的に安全かつ安定的に提供するため、様々なリスクを勘案し、弁護士などの専門家に

も相談しながら、必要な要件等を募集要項に盛り込むなど、教育委員会として慎重に検討した上で募集しなければならないと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 実際の実務事業者が決まれば、先ほど副市長もおっしゃったように安心、安全で安定的な全員給食の提供が実施できるよう、より具体的なリスク管理の実施を含む体制の構築を行うよう要望しておきます。

次に、リユース学生服の活用についてお伺いします。

政府は貧困にある家庭や子供たちへ必要な支援を届けるためには、社会全体で取り組む必要があるとの観点から、支援したい人や企業と、草の根で子供たちを支えているNPOなどの団体を結びつけ、国や自治体が行う施策を促進させる、こどもの未来応援国民運動を2015年にスタートさせました。

こうした中、学校を卒業して着なくなった学生服を回収し、その買取り額を官公民連携の、こどもの未来応援基金へ寄附し、その基金からフードバンクやこども食堂など、生活困窮家庭を支援する団体の活動資金として拠出する学生服ツナグプロジェクトの活動を全国的に展開されている事業者があります。

メジャーリーガーの大谷翔平選手の出身地でもある奥州市では、この活動に賛同され、学生服の回収ボックスを市役所に設置され、査定されたお金を、未来応援基金へ届けられました。このような動きは他の自治体でも進んでいるようで、この事業者の支店が吹田市にもあり、先日、代表者にお会いしてお話をしたところ、ぜひ吹田市でも検討していただきたいとのことでした。

このプロジェクトは、子供の貧困問題に目を向けてもらうとともに、入学準備が大変な御家庭への支援にもつながったり、制服の刺しゅう取りや洗濯を地域の障がい者施設等に委託され、雇用創出にもつながっております。ぜひともこのすばらしいプロジェクトに賛同して、市役所等にリユース学生服の回収ボックスを設置してはいかがでしょうか、担当部

局の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 本市の貧困対策は、第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針に沿って、地域や関係機関が連携し、子供の貧困に対応していく考えの下、各取組を推進しています。

今回、御提案の、使わなくなった学生服を活用した取組は、民間事業者が行政の施策と連携し、社会全体で支援を行う手法の一つとして理解しています。こどもの未来応援基金に集められた寄附は、公募にて審査、選定された事業に充てられることから、各支援団体に広く周知するとともに、回収ボックスの設置など協力の在り方については、まずは他市事例を調査するなど、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 前向きに取り組んでいただくよう要望しておきます。

次に、万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について伺います。

二日間にわたって開催された環境アセスメント、以後アセスと言いますが、このアセスの交換会に2日とも私も出席しました。アセスに関する意見交換会であったにもかかわらず、そもそもの事業への根強い反発が多かったです。とりわけ今回の環境アセスの評価提案書の要約書の用地②と③となっている外周横のマンション建設への不満が多数ありました。当初の事業構想にあった万博記念公園内での集合住宅建設が白紙となり、保留地となったため、事業の目的であった遊ぶ、働く、暮らす要素を導入する複合用途の開発手法を用いたまちづくり構想が大幅に崩れている中で事業を進めるのは反対であるという意見が多くありましたが、再度この事業の見直しを大阪府に対して要求することはできないのか、担当部局の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 令和6年（2024年）7月に提出のあった事業計画は、千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に

関する条例に適合していないため、大阪府から事業予定者に対して、事業計画の再検討を促すよう求めてきたところです。その後も状況が変わらなかったことから、大阪府知事に対し、10月28日付文書にて申入れを行いました。

この文書が発端となり、大阪府が万博記念公園駅前周辺地区活性化事業計画検討アドバイザー会議及び大阪府戦略本部会議を開催し、提案事業計画が変更されたと認識しております。

令和7年1月15日に再提出された大規模開発事業構想届出書等の事業計画については、今後、関係法令等の各種手続の中で審査することになります。なお、大阪府及び事業予定者に対しては、今回変更された事業計画につきましても、これまでと同様に丁寧な説明を行うよう求めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 次に、この事業を公募し、事業者を決定した大阪府は、なぜ今回の意見交換会に出席しなかったのかという意見も多くありました。例えば、アセスの提案書の要約書のページ10に、既存駐車場は大阪府による移転配置計画が予定されていると書かれている質問に対して、事業者が答えられなかったことも含めて、今後、大阪府と検討していくという回答も多く、大阪府の関係者は出席すべきだったと思いますが、いかがでしょうか。また、今後のアセスの意見交換会には、オブザーバーでもいいので出席するよう要請すべきであると考えますが、担当部局の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 環境影響評価制度における今回の意見交換会は、主催が事業者であったため、出席者につきましては、事業者の裁量の範囲となりました。

一方で事業者は、意見交換の際、十分に質疑応答が行えるよう出席者を選定する必要があります。今回の意見交換会は、評価書案提出後に実施されますが、評価書案の内容に関し十分な質疑応答が可能となるよう、必要と判断した場合は、大阪府を出席者

に加えるよう求めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 当初の予定から変更になり、アリーナ等と一緒に建設する予定となった外周横のマンション建設への不満と、学校現場への悪影響に関する質問も多かったですが、並行して提出された、すまいる条例の構想届出書に伴う説明会の開催状況はどうなっているのか、状況をお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 吹田市開発事業の手続等に関する条例では、大規模開発事業構想の住民説明範囲は、敷地境界から建築物の高さの2倍の距離と規定しています。事業者は、この規定に基づき説明範囲の関係住民に対して、2月上旬から戸別訪問で説明を行うとともに、現時点で開催要望のあった一部の共同住宅において説明会を開催しています。説明会の内容等については、関係住民への説明が終了した段階で市に報告することとなっているため、現時点では把握しておりません。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 環境アセスメントの今後のスケジュールについてお聞きします。アセスの期間は、実績では平均21か月程度かかっていると言われていますが、この事業もそれぐらいと考えていいのか。また、事業着手にかかれるのは、アセス終了後となるのかお答えください。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 手続に要する期間21か月はアセスメントにかかる平均的な期間であり、事業ごとの審査の進捗状況等により異なるため、明確なお答えはできかねますが、今回の審査会の中に交通対策に関する部会も設置する予定であり、相応の期間を要するものと考えております。

次に、本事業の工事着手につきましては、環境まちづくり影響評価条例第19条の規定により、事業計画の審査終了後に提出されます事後調査計画書が、

告示された日以後でなければならないと定められております。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 先ほども述べたように、保留地の活用が未定のままアセスの議案書が提出されたことへの不満の意見が多数ありました。保留地の活用が決定したら、また提案書が出されて、再度、意見交換会等になるのでしょうか。また、可能性は低いと思いますが、1期事業の工事中に保留地の活用案が決定して、新たな環境アセスメントの提案書が提出されたら、1期事業の工事は中断するのかについてもお聞かせください。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 事業者は、いわゆる保留地の計画が決定し、本事業に組み込む場合、環境まちづくり影響評価条例第24条第1項の規定により、変更の届出を行う必要があります。

また、変更届出の内容が、変更前の対象事業に与える影響が大きい場合には、同条第3項の規定により、手続の全部または一部を再度実施する必要があります。今後決定される事業内容によりませんが、保留地の面積の大きさなどから、再度、全ての手続の実施が必要となる場合もあると想定しております。

次に、工事の中断につきましては、1期工事途中で保留地の計画が決定をし、提案書が提出し直された場合、提出時期とその時点での工事内容を確認した上で、中断も含め判断してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 環境影響評価を行う項目に関して、32ページの現況調査及び予測の手法で、環境要素の項目の大気汚染等が既存資料の調査のみとなっていますが、現地調査もするべきではないかと考えますが、御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 環境影響評価提案書は、事業者から現況調査も含めた実施手法について提案を受け、

それに対し専門的な知識を持つ委員で構成される審査会で審査を受けるものです。大気汚染の現地調査の要否につきましても、審査会で検討されることとなります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 意見交換会では、防災対策の意見とともに、交通計画についての意見、要望が多かったように思います。公共交通機関の利用の促進、自動車動線計画、駐車場計画、道路整備計画がきちんと実行されるよう、厳しい厳格な審査が必要であります。

EXPOCITYのときのアセスに関しては、市長も当時、環境部の職員としてアセスに深く関与されており、そのときの様子について山田の住民の方から、市長は交通対策について、住民側に寄り添った貴重なアドバイスをいただいたと述べられておられました。また、施政方針で市長は、新たな開発行為による周辺への負の影響を最小化し、よりよい場所となるよう誘導してまいりますと、頼もしく述べておられます。今回も住民の皆様の不安を払拭するよう、地域住民の皆様に寄り添った対応を望みますが、市長の御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 まずは、担当より御答弁申し上げます。

環境影響評価は、事業の実施に当たり、事業者自ら環境取組をより効果的なものにするための手続です。本市の環境まちづくり影響評価条例は、事業者が環境の保全及び良好な環境の創造のため効果的な取組を講じさせ、持続可能なまちづくりを推進することを目的としております。

本事業に対しましては、これまでの経緯を踏まえ、市民の不安解消と理解が進むよう、地域住民をはじめとする市民の方々の意見を十分踏まえ、環境影響評価審査会や関係部署と連携を図り、持続可能なまちづくりに資する事業となるよう、事業者を誘導してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 全国の基礎自治体におきまして、独自の環境影響評価条例により、本市ほど数多くの官民開発事業の環境対策誘導を行っている例を私は知りません。その結果として、住宅や商業施設の開発行為が積極的になされる本市では、開発が周辺に与える環境影響を、可能な限り低減できていると認識しています。特に周辺住民が持たれる開発に伴う環境影響への不安につきましては、それを解消するための対策及び説明を事業者に果たしてもらう、今回の件についても同様の姿勢で対応してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 この事業については、地域住民の方々は、大阪府に対する不満とともに、吹田市が最後のとりでであると期待されております。様々な課題に対して、決められたルールの中でありますが、住民の不安や懸念を払拭するような対応を、今後ともよろしく願いいたします。

次に、千里ニュータウンの諸課題について伺います。

最初に、北千里駅前の再整備について伺います。北千里駅前の再整備については、これまで地域住民の方々を中心に、7回の意見交換会が実施されました。来月3月15日に8回目の意見交換会が実施される予定です。これまでの意見交換会では、幅広い年代の方から、北千里駅前のまちづくりに関して貴重な意見が多く出されておりました。次回は皆様から出された意見をまとめるワークショップになるのですが、今後、ここまでまとめられた意見等をどう反映していくのか、お答えください。また、事業着手までのスケジュールについてもお答えください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本年1月18日開催の第7回北千里まちづくり意見交換会は、整備を予定している公益機能について、「室内交流・活動」をテーマに、具体的に必要となる機能や規模について参加者

から御意見を頂きました。

3月15日開催予定の第8回の意見交換会では、第7回意見交換会で頂いた御意見を基に、他地域での類似事例を紹介し、施設イメージの確認をする予定としています。頂いた御意見等につきましては、施設担当所管と共有し、必要な施設の機能・規模の検討を行うこととなります。

また、事業のスケジュールにつきましては、令和7年度（2025年度）中の都市計画決定の後、市街地再開発事業による法定手続を経て、令和10年度に工事着手を想定としております。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 また現在、資産経営室が利用している旧公民館跡地も、北千里駅前の再整備の範囲に入っております。2月議会の議案第26号の男女共同参画センターの大規模修繕工事に関する参考資料の中に、整備終了後に教育センター跡に資産経営室等が移転する予定と書かれています。となると資産経営室移転後の旧公民館跡地利用をどうするのかお答えください。

○山根建人副議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 現在、資産経営室が使用している土地及び建物につきましては、令和9年（2027年）9月以降に資産経営室の移転を予定しており、令和10年度に市街地再開発事業の工事着手が想定されていることから、利用はないものと考えております。

なお、移転後における土地及び建物の権利につきましては、現在検討が進められている市街地再開発事業において、本市が地権者として活用を検討していくものと認識しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 次に、古江台小学校についてお伺いします。

昨年、令和6年12月に、古江台5丁目の千里古江台住宅の建て替え計画が発表され、地元自治会等に

説明がありました。今後ますます生徒数の増加が予想される古江台小学校の学校用地として、この土地を購入したいと吹田市から大阪府に申入れを行ったとありますが、その経緯についてお答えください。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 古江台小学校区におきましては、今後、校区内で大規模な住宅開発が集中して行われる可能性が高いと見込んでおり、それに伴い児童数が急増した場合、古江台小学校の教育環境に大きな影響や課題が生じる可能性があると考えております。こうした影響や課題に対し効果的に対応するため、土地購入も視野に入れた検討を大阪府に申し入れたものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 また、5丁目の千里古江台住宅の建て替えに向けたスケジュールをお答えください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 大阪府が、現在、地元の説明しているスケジュールでは、令和9年度（2027年度）から令和11年度にかけて、更地となっている古江台4丁目の活用地において、5丁目の移転・建て替えのための建設工事が行われると聞いております。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 この地域には、府営住宅だけでなく、3戸の戸建て住宅から成る古江台5丁目北自治会もあります。学校建設と併せて府営住宅の移転・建て替えに対しては、該当地域全体の住民への丁寧な説明が必要であります。大阪府へ要望するとともに、本市の関係所管においても丁寧な説明をすべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、都市計画部から御答弁申し上げます。

これまで、大阪府には、府営住宅の自治会への説明に加え、古江台連合自治協議会への説明を通じて、

地域への周知に努めていただいているところです。
当該事業について、今後も引き続き、府営住宅の入居者のみならず、地域全体に対して丁寧な説明を行っていただくよう、大阪府に要望してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 次に、学校教育部より御答弁申し上げます。

大阪府と情報共有を図りつつ、庁内関係部局と連携を行い、必要に応じて丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 また、古江台小学校については、5丁目跡地に新設予定の校舎を新たな校舎とするのか、今後の方針についてもお答えください。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 現在、大阪府には土地の購入も視野に入れた検討を申し入れている状況でございます。

今後も引き続き、古江台小学校区内の開発状況を注視しつつ、児童数の推移を慎重に見定めた上で、最適な対応について検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 次に、理化学研究所跡地についてお伺いします。

来月3月末をもって理化学研究所が現地での活動を終了されますが、今後の跡地利用がどうなるのかお答えください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 令和7年（2025年）3月に研究活動を終了する理化学研究所の跡地利用は、現時点で未定とお聞きしております。今後も引き続き情報提供を求めるとともに、大規模な土地利用転換が見込まれる際には、当該地域にふさわしいまちづくりに寄与していただけるよう、調整を図ってまい

ります。

以上でございます。

○山根建人副議長 30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 以上で質問を終わります。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 大阪維新の会、井口直美です。個人質問を行います。

大阪・関西万博の児童・生徒招待事業について伺います。

大阪・関西万博は、1970年にアジア初の国際博覧会が開催された吹田市にとって、特別な意義を持つイベントです。国際博覧会が半世紀を超えて再び大阪で開催されることは奇跡です。万博は、子供たちに未来を考える機会を提供し、科学技術や命の大切さを学ぶ場であり、教材だと私は思います。その学びの場を、学校教育活動として取り入れようとする大阪府の生徒招待事業への参加も見送るなど、本市は極めて消極的な対応を取っています。

一方、福井県では、学校行事として万博に積極的な姿勢を示し、子供招待を含め、修学旅行・校外学習での万博訪問支援を実施するための予算が計上されていきました。福井県知事は、1970年の万博でわくわくした経験がある。未来を考える機会として、子供たちに最適と、その教育的意義を強調しています。この差は何でしょうか。万博の生徒招待事業の不参加を、1970年の万博開催地である吹田市としてふさわしいとお考えですか、お聞かせください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 1970年の日本万国博覧会から半世紀を経て開催される2025年日本国際博覧会は、子供たちがかけがえのない体験ができる学びの場となることを期待し、学校行事として参加する上で、児童、生徒の安全を最優先に様々な確認を行ってきましたが、今回、参加を見合わせる事となり、誠に残念であると捉えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 教育委員会は、熱中症対策や待機場所の確保が不十分という理由で、生徒招待事業を学校行事とすることを見送りました。しかし、大阪府が示した資料によれば、熱中症対策等は可能な限り講じられています。問題なのは市長が、会場の安全性を保護者に説明できないと記者会見で述べたことです。万博は国の事業であり、万博を楽しみにしている国民、府民に対して少なからず影響を与えてしまう発言ではないでしょうか。市長、御自分の発言の責任についてどう思われるかお聞かせください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは、担当より御答弁申し上げます。

会場の安全性につきましては、あくまでも学校行事として参加する上で、懸念する内容を指しており、個人で参加することについて言及されたことではないと認識しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 参考までに申し上げますが、可能な限りとする熱中症対策が不十分ということです。これ、何の立場で申し上げるかといいますと、私はこれ、十二、三年来、環境省の熱中症対策、ヒートアイランド対策の委員会の委員を、エンジニアとして、また市長として、しております。その知見から申し上げたことでございます。

御指摘の記者会見における発言につきましては、児童、生徒の安全性はもちろん、寄せられた保護者、教育委員会関係者の不安に対して、市長として責任において行ったものです。個人で参加を楽しみにしておられる皆さんには、今回の日本国際博覧会の体験が素晴らしいものになることを期待をしております。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 市長のおっしゃることは分かるんですけれども、記者会見の報道を見る限り、万

博の安全性が担保されてないとおっしゃられるんですけど、万博反対の市長のように報道されていて、学校行事で参加しようとしている児童、生徒や個人での参加しようとしている方々に、不安をあおるようなことになるのではないかというふうに発言させていただきます。

さらに、中学生についても、熱中症対策や救護所の状況を理由で見送りされましたが、クラブ活動や体育祭など、屋外活動が行われていることに矛盾はしないでしょうか。会場の安全性についても中学生にも当てはめていいのでしょうか。中学生についてはもう少し違う観点で判断しなかったことは、教育委員会を含め、協議者に加わった部署の怠慢ではないかと思います。私は、児童生徒招待事業に参加するかどうかの判断に、小学生と中学生を分けて判断すべきだったと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは、担当より御答弁申し上げます。

教育活動の一環である部活動や、体育的行事等の屋外での活動につきましては、教員の管理体制が整備された上で、生徒の安全面や熱中症対策等を講じて実施しております。

本事業に係る会場の安全性につきましては、開期前ということもあり、発達段階に応じた詳細な配慮項目に対して不確定な要素が多く、小・中学校ともに同じ基準で懸念事項として確認したものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当から御答弁させていただいたとおり、2025年日本国際博覧会を校外学習での訪問先として想定した場合に、日々の教育活動で努めている安全確保が、当該事業においても担保できると確信できないことから、本市の小・中学校全ての児童、生徒の安全を最優先に考え、判断をさせていただきました。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 次に、万博を学校行事としないことで、事前学習を通じて万博の理念を学び、社会や命の大切さを考える機会を失われるのか心配です。学校行事にならなかったことに、保護者は本当に納得しているのでしょうか。ある保護者からは信じられない話を伺いました。子供が行きたいと言いついたら困るので、万博については言わないでほしいと先生から言われたというのです。その保護者の方は、学校行事で行ってほしかったと言っておられました。このような学校現場の対応は、教育機会の損失に直結する重大な問題です。以下、市長、教育長に伺います。

教育現場において、万博について語ることを制限するような動きにどう考えますか。また、そのような動が広がるおそれに対して、教育委員会はどのように対応するおつもりですか。また、市長はどうお考えですか、お聞かせください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは、担当より御答弁申し上げます。

教育委員会に各校から教員が、2025年日本国際博覧会について語ることを制限する動きの有無についての報告は受けておりませんが、今後は、様々な教育活動を通して、2025年日本国際博覧会の教育的意義について、関係部局と連携し、児童、生徒が学ぶ機会を確保できるよう、各校に周知してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 教育長。

○大江慶博教育長 2025年日本国際博覧会が有する教育的意義について、ただいま担当から御答弁をさせていただきました。校外学習として訪問することは見合わせますが、「いのち」をテーマに掲げる国際的なイベントについて、児童、生徒が自主的に興味・関心を持ち、自分の言葉で語ることは、むしろ喜ばしいことであり、校外学習で行かない理由を当該教員が児童、生徒や保護者に説明できないがために、御質問で例示されたようなやり取りがあったとすれば、改めて当該校長から所属教職員に対して、十分な説明を行うよう指導する必要があると考え

ます。

担当室からは、このたびの市の判断について、保護者・市民の皆様からの御意見は、ほとんどが肯定的なものとの報告を受けていますが、引き続き、様々な御意見やお問合せについて丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいまございました御指摘のような、教育現場での発言については、私はお聞きをしております。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 それは市長にまでは届いているとは思われませんが、現場ではそのようなことが起こっているということを、申し上げさせていただきます。

未来を学ぶ機会を、学校ではなく各家庭に委ねる方針は適切でしょうか。適切である理由をお聞かせください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 教育委員会といたしましては、団体行動が必要となる学校行事としての本事業への参加を見合わせる判断をいたしました。各御家庭で個別に訪問される場合においても、子供たちが最先端の技術で未来や世界を体感するなど、様々な学びが可能となるものと認識しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 認識だけじゃなく、学校行事として捉えて、大阪万博の意義を学校で教えなければ、せっかく家庭で訪問しても、ただ遊びに行くだけになってしまいますので、そんなことにならないようにお願いします。

次に提案ですが、学校単位では参加はしないというのなら、学年ごとの校外学習の行き先として万博を選択することは可能でしょうか。交野市に確認したところ、校長の判断に任せている、学校単位や校

外学習で行くところもあるそうです。校長、担任教員の裁量で、学年ごとの校外学習の行き先として、万博を選択できるようにすべきと考えますが、市長、教育長の決断を求めます。御答弁願います。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは、担当より御答弁申し上げます

本事業につきましては、建設中の会場が校外学習の行き先となったことから、各校が懸念されることを市教育委員会が取りまとめて、府教育庁に確認したもので、安全の確保に多くの懸念が残ることから、やむなく参加を見合わせるという判断に至ったものです。

以上でございます。

○山根建人副議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当から御答弁させていただいたとおり、今回の判断については、この間の各校の意向を確認しながら、学校行事としての安全確保を最優先したもので、一定の裁量権を有する校長の求めを踏まえ、2025年日本国際博覧会を校外学習の訪問先と想定して上で、事業所管との調整を深めた結果でございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御質問いただいておりますように、このように大きな問題となる案件について、大阪府から吹田市に、また大阪府教育庁から吹田市教育委員会に打診があったものではなく、本来の行政ルートを通さない異例のアクセスが、直接本市各校長になされたものです。今回の事案は、個別校長は多くの保護者、引率に当たる教員の全ての不安に応え、判断をする情報を十分には有しておらず、参加の可否判断はその権限、責任を超えるものです。御提案の学年ごとの校外学習というアイデアにつきましても同様でございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 市長の御意見ではそうではご

ざいますが、新年度からは先生も担任も学年も変わります。万博が始まり、機運の高まりや安全であると確認しても、校外学習で行くすら行くことができません。やむを得なく参加を見合わせたというのであれば、チケットの配付を理由にするのではなく、まだ2か月あります、最後まで現場の教員、教師、児童、保護者の声が届くように大阪府と調整していただきたいと要望しておきます。

吹田の防災について伺います。

能登半島地震の教訓を受けて、今議会で避難所関連の対策予算が計上されています。避難所の強化は必要ですが、本市の最も災害の被害が多いと想定している南海トラフ大地震と上町断層帯地震の場合、避難所に頼った防災でいいのかという論点で質問をさせていただきます。

本市の避難所は、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震の際、どの程度の避難者を受け入れることができるのか。市が想定する避難者数をお示してください。また、大阪市からの広域避難者の流入について、どのような想定を行っているのかも聞かせください。

○山根建人副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 昨年3月に見直しを行いました本市地震被害想定では、発災直後、上町断層帯地震で3万2,225人、南海トラフ地震で3,194人の方が避難所避難者として発生することを想定しております。南海トラフ地震などにより発生する大阪市からの広域避難者につきましては、本市指定避難所の収容可能人数が4万4,233人で、本市想定避難者数を上回っておりますため、その時々状況にも異なりますが、車中泊も含め一定数を受け入れ、対応することを想定しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 本市は、住民の7割強が集合住宅に居住しており、JR吹田駅周辺を含む旧市街地地域とは対策が異なると思います。マンションは戸建てやアパートに比べて耐震性が比較的高く、1981年6月以降の新耐震基準を満たしたマンション

は倒壊しないであろうと考えます。災害時には避難先に避難せずに在宅避難も視野に入れる必要があるのではないのでしょうか。

令和4年12月の吹田市強靱化計画や地域防災計画を見ても、在宅避難については見つけられなかったのですが、一部の自治体では、在宅避難を積極的に推進する動きも見られます。市の在宅避難についての考えをお聞かせください。

○山根建人副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 近年、被災地では、避難所避難だけでなく、よりよい環境を確保するため、在宅避難や車中泊を選択されるなど、多様な避難が行われており、政府の方針でも避難所という場所にこだわらず、被災者への支援を届けるという考え方が示されています。

本市におきましても同様の考え方にに基づき、在宅避難への誘導や在宅避難者への支援に関して、地域防災計画や避難所運営マニュアル作成指針に示し、各種対策の検討を進めつつ、地域での啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 次に、災害時に在宅避難を呼びかけても、独りでは不安、必要な情報が入らない、食料が供給されないとの不安が残ります。これらを解消する施策として、みなし避難所の活用を提案します。指定避難所だけでなく、在宅避難をしている人達が集まった場所をみなし避難所として位置づけ、支援拠点として指定避難所と同様に行政と連携できる仕組みをつくってはいかがでしょうか。そうすれば不安も解消され、自助につながるのではないのでしょうか。吹田市には、自主防災組織もできていますし、マンションの管理組合や、賃貸ならマンションのオーナーとも協力できると思うのですが、吹田市の考えをお聞かせください。

○山根建人副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 平成25年（2013年）の災害対策基本法改正において、指定避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮に関する努力義務が規定され

て以降、本市でも取組を進めているところであり、本市避難所運営マニュアル作成指針で、食料や物資の供給として、在宅者などを見込んだ数を調達すること、被災状況を最寄りの指定避難所運営管理者に届け出るよう周知することなどについて示しております。また、輪島市においても、自主的に開設・運営されていた自主避難所であっても、指定避難所との情報連携体制が整っている場合には、避難者へ必要となる物資や情報などの支援が適切に届けられていたことを確認しております。

今後は、発災後、支援拠点となる指定避難所に、在宅避難者などの情報が集約され、円滑な対応が行えるよう、平時からの取組として、地域に被災地事例を共有しつつ、在宅避難者の状況を把握する方法などの周知に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 ありがとうございます。在宅避難を進める上で、近くの公園の活用もしていくべきです。地域の自治会、近隣住民がみなし避難所として活用できます。地域団体が管理をするという条件の下、公園にかまどベンチやトイレなどの整備を、ぜひ進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お答えください。

○山根建人副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 トイレをはじめとしてベンチなどの公園の施設は、公園トイレ計画、R e パークプランすいた、公園施設長寿命化計画などに基づき計画的に整備を進めております。今後、防災関係部局と連携の上、自主的な避難所として活用が平時の段階から見込まれるような公園が認められた場合には、公園の各種計画への位置づけ、財源、整備の方法などについて検討を行う所存でございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 最後に、改めて質問をさせていただきます。今回の質問を踏まえて、在宅避難について吹田市強靱化計画や地域防災計画をしっかりと

と取り入れていただきたいと思います。高齢化で災害弱者が増えることも、家が大丈夫なら遠くの避難所に行かなくても済みます。自助の向上につながると思います。危機管理監及び市長の答弁をお願いします。

○山根建人副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 まずは、担当より御答弁申し上げます。

在宅避難の計画への取り入れにつきましては、先ほど御答弁いたしましたように、方針や考え方について既にお示ししているところでございます。来月改定予定の地域防災計画につきましては、集合住宅居住者が多い本市の特徴も踏まえ、市域のどの指定避難所でも、在宅避難者等支援のための拠点スペースを設置することや、訓練の実施、支援方策の検討などを追記する予定であり、計画の充実に努めております。

引き続き、市民の方々の自助力向上につながるよう、それぞれの事情に応じた難を逃れる避難の在り方について、積極的に周知、啓発を進めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 在宅避難という考え方は、鉄筋コンクリート造構造の住宅比率の高い本市として、特に注目すべきものと受け取っております。その基本的な方針や考え方につきましては、ただいま担当から御答弁させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 ありがとうございます。発言通告の3番目の質問をさせていただきます。

11月議会の質問で、J R吹田市駅周辺の将来像について質問をいたしました。先日、吹田商工会議所の主催する、まちづくり対話型勉強会で、J R吹田駅南口周辺グランドデザイン（案）ブラッシュアップ版を開発ビルが説明されたと伺いました。資料には、地権者の機運の醸成に活用されるなど、再整備

実現の過程において活用されることを期待しますと書いてありますが、これでは機運醸成につながるのでしょうか。現在、開発ビルの社長は吹田市の副市長であり、勉強会には開発ビルと都市計画部も同席して説明をされているので、勉強会の参加者は、市が何とかしてくれると感じているのではないのでしょうか。

都市計画部に伺いますが、現状についての参加者の皆さんの市への期待感をどう感じていますか、お聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本年2月5日に、吹田商工会議所理財部会が主催する、まちづくり対話型勉強会が開催され、J R吹田駅周辺のこれからについてがテーマとして取り上げられました。主催者から本市に参加の要請があり、本市からは、国鉄吹田駅第一種市街地再開発事業の実施から現在までの経緯などについてお話しさせていただきました。J R吹田駅南口周辺グランドデザイン（案）ブラッシュアップ版についても、その関連として説明があったものです。

勉強会においては、意見交換の場が持たれましたが、多くの御発言をいただける時間はなかった中でも、参加者から、決まった計画があるのかといった質問のほか、区分所有建物であることによる難しさ、インバウンドに関するポテンシャルの高さなどについての御意見等がございました。本市に対しては、様々な事例を参考としてまちをデザインしてほしい、再整備を実現するためには、民間活力を活用した事業手法を検討してはどうかといった御意見を頂きました。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 辰谷副市長に伺います。11月議会で、副市長の功績を質問させていただきました。答弁では、財務体質の改善に取り組むとともに施設の管理運営に努めてきた、しかし、J R吹田市駅周辺の再開発については、多くの地権者もいて思い切ってスタートを切れていない、うまくいっていない

と御答弁でした。長期計画もおありということですが、今後、開発ビル社長でもある辰谷副市長は、どのように手腕を発揮されるおつもりなのか、お聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、担当から御答弁申し上げます。

本市としましては、吹田市開発ビル株式会社などで構成された、ＪＲ吹田駅南口周辺将来構想検討会において、ＪＲ吹田駅南口周辺グランドデザイン（案）などを取りまとめ、機運の醸成に取り組んできたところです。また、同社は、団地管理組合法人吹田さんくすと共に、財産更新の勉強会開催に積極的に尽力されてきました。

現在、同法人は、将来見込まれる工事費等の費用の算定を行い、将来の維持管理に関する課題を見える化し、今後の建物管理の方向性について、一定、議論がされるものと考えております。

本市といたしましては、現時点において、こうした議論の進展に合わせ、必要な情報を提供するとともに、再整備の機運が高まった際には、まちづくり活動支援事業などの初動期の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 お答えいたします。本市や吹田市開発ビル株式会社のこれまでの取組につきましては、担当部から御答弁させていただきましたとおりでございます。

ＪＲ吹田駅周辺の再整備につきましては、関係権利者の合意形成が最も重要な要素と考えていることから、引き続き大規模権利者である同社が団地管理組合法人吹田さんくすにおける議論を、しっかりとリードしていただきたいと考えております。今後、再整備に向けた機運の醸成が図られた際には、本市として必要なまちづくりの支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 変わらない答弁、ありがとうございます。機運醸成につなげようとしても、今のままのやり方では、進まないのではないかと、今の副市長の答弁を聞いて思いました。建物の老朽化を止めることはできませんし、このまま機運醸成を待てばいいというわけではありません。

例えば、開発ビルの社長を、ＪＲ西日本等の民間に任せてはいかがでしょうか。御存じのとおり、ＪＲ西日本はグリーンプレスの開発や、うめきた整備に取り組んでいて、高度の都市整備の知見をお持ちです。吹田駅再開発を進めるため、思い切って開発ビルのかじ取りを民間から取り入れるくらいの大胆な展開をすべきと考えます。市長の考えをお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、担当から御答弁申し上げます。

副市長が、吹田市開発ビル株式会社代表取締役社長への就任以降、財務体質の改善や、吹田さんくすの老朽化への対応、ＪＲ吹田駅南口周辺のまちづくりなど、本市との連携の下、取り組んできたところです。

同社の代表取締役社長につきましては、経営の安定化や継続した施設の管理運営等について、設立母体としての責任を果たすとともに、ＪＲ吹田駅南口周辺の活気あるまちづくりに貢献する役割を担う必要があること及び本市との綿密な連携が図れることなどから、本市副市長の就任が望ましいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ＪＲ吹田駅前が今後どのような姿へとリニューアルされることが望ましいのか、これには地権者、商業者、住民、企業、それぞれの思いがあります。高度経済成長期においては、各主体が中・長期的にも利益を得ることが期待できるビジョンを共有できたかもしれませんが、そのような状況がない中で、地権者の一員でもある吹田市開発ビル株式会社が、まずは現体制でしっかりと役割を果たし

てもらいたい、そのように考えております。

○山根建人副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 開発ビルさんがしっかりとリーダーシップを取っていただいたら、こんな質問はしないんですが、本当にこのままでいいのかなというふうな思いから、質問をさせていただきました。

先ほども質問させていただきましたが、本当に大胆な転換、それをすべきと本当に思いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○

○山根建人副議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行いたします。

○

○山根建人副議長 議事の都合上、暫時休憩いたします。

(午後2時51分 休憩)

○

(午後3時35分 再開)

○泉井智弘議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 橋本です。早速質問させていただきます。

予算積算の際に用いられた利率をお教えてください。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 新年度予算における今後借入れ予定の市債の利率につきましては、これまでの借入れ実績や直近の国債金利の動向等を加味して、1.758%として積算をいたしております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 吹田市では債券を購入したり定期預金に預け入れをしたりしていますか。会計管理者と企業会計に関しては、水道部長にお答えいただきたいをお願いします。

○泉井智弘議長 会計管理者。

○杉 公子会計管理者 まずは、会計管理担当より御

答弁申し上げます。

現在、債券の購入及び定期預金への預け入れを行っております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 続きまして、水道部からも御答弁申し上げます。

水道事業会計におきましては、現在のところ国債などの債券の保有はございませんが、預金につきましては、資金の一部を定期預金に預け入れをしているところでございます。なお、令和7年度(2025年度)には中期的な資金運用として、国債などの債券の購入を予定しているものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 2023年度末時点での、市の有利子負債の額をお教えてください。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 一般会計における令和5年度(2023年度)末時点の市債残高で申し上げますと、605億5,904万5,000円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 2023年度の支払利息等の合計額をお教えてください。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 一般会計における令和5年度の市債リストで申し上げますと、支出額は3億2,406万2,000円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 2024年3月末時点での預金・現金及び保有金融資産の額をお教えてください。

○泉井智弘議長 会計管理者。

○杉 公子会計管理者 まずは、会計管理担当より御答弁申し上げます。

令和6年(2024年)3月末時点におきまして、預

金・現金は454億3,535万226円、保有金融資産のうち債券は61億円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 次に、株式につきまして、公共施設整備担当より御答弁申し上げます。

令和6年（2024年）3月末時点における株式の時価総額につきましては、2億3,835万8,108円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 2023年4月1日から2024年3月31日の受取利息及び金融資産から得られた利息や配当金などの合計額をお教えてください。

○泉井智弘議長 会計管理者。

○杉 公子会計管理者 まずは、会計管理担当より御答弁申し上げます。

令和5年（2023年）4月1日から令和6年3月31日までの預金の受取利息につきましては、31万6,364円、債券の利息につきましては、442万8,737円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 次に、公共施設整備担当より御答弁申し上げます。

令和5年（2023年）4月1日から令和6年3月31日における株式の配当金につきましては、577万5,764円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 2024年度末時点での市の有利子負債の見込額をお教えてください。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 一般会計における令和6年度（2024年度）末時点の市債残高で申し上げますと、698億3,724万4,000円の見込みでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 2024年度の支払利息等の見込額をお教えてください。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 一般会計における令和6年度の市債利子等で申し上げますと、支出額は3億8,135万8,000円の見込みでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 2024年末時点での預金・現金及び保有金融資産の額をお教えてください。

○泉井智弘議長 会計管理者。

○杉 公子会計管理者 まずは、会計管理担当より御答弁申し上げます。

令和6年（2024年）12月末時点におきまして、預金・現金は、275億5,730万2,920円。保有金融資産のうち債券は、124億2,236万470円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 次に、株式につきまして、公共施設整備担当より御答弁申し上げます。

令和6年（2024年）12月末時点における株式の時価総額につきましては、令和6年4月に一部株式を売却したことから、令和6年3月末時点よりも減少し、1億5,570万7,356円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 2024年4月1日から2024年12月31日の受取利息及び金融資産から得られた利息や配当金などの合計額をお教えてください。

○泉井智弘議長 会計管理者。

○杉 公子会計管理者 まずは、会計管理担当より御答弁申し上げます。

令和6年（2024年）4月1日から12月31日までの預金の受取利息につきましては、15万7,667円、債券の利息につきましては、3,878万1,470円ござい

ます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 次に、公共施設整備担当より御答弁申し上げます。

令和6年（2024年）4月1日から12月31日における株式の配当金につきましては、588万2,693円でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 預金利息が少ない理由の1つに、預金保護のため各金融機関に1,000万円までしか利息のつく預金に預けず、これを超える額は決済性預金など、預金の全額が保護される形を取っているためだと考えられます。これは必要なことであります。

しかしながら、例えば、ある金融機関から1億円借りている場合は、1億1,000万円までは実質無リスクです。このように預金保護を制度上担保する資金管理をする際に、債権債務、つまり借入れと預け入れの双方を鑑みて管理・運用されているかお答えください。

○泉井智弘議長 会計管理者。

○杉 公子会計管理者 現在、会計室では、指定金融機関に利息のつく預金をする際は、借入額を考慮し、借入額プラス1,000万円までを定期預金に預け入れております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 同様の内容について、別途企業会計で管理されている水道事業についてもお答えください。

○泉井智弘議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 水道事業会計におきましては、低利率で借入れが可能な財政融資資金により資金を調達しており、金融機関からの借入れによる資金調達は行っておりません。確実な預金保護を目的に、決済性預金にて資金を保

有してきたものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 さきの例でいくと、この管理運用を十分に行わないことは、1億円に対する受取利息を放棄しているようなものです。仮に一番低い利息が普通預金だとして0.1%程度です。年間で約10万円の損失です。これは市民サービスや有利子負債の返済に使えたはずです。

いわゆるゼロ金利政策が始まったのは1999年、2016年からはマイナス金利政策が行われました。ゼロ金利から約25年にわたり、あまり金利、利息を意識しない行財政運営でよかったかもしれません。しかし、これまでほぼ金利がかからなかった状況から、いわゆる金利がある世界に変わりつつあります。金利がある状況が普通になってくると思われまふ。市の資産と負債を管理する際は、金利を勘案することが、効率的な管理や運用に不可欠となってきます。

預金保護制度上は、水道部の企業会計も含めて、吹田市の預金、また吹田市の借入れと扱われるとのことですので、総合的な管理が必要になります。水道事業会計でも預金保護をしながら有効に利息の確保をすれば、水道事業のより一層の安定や水道料金の上昇抑制に資することとなります。

水道部では、各金融機関からの市の借入れ状況を把握されていないのではないのでしょうか。このような状況では、幾らまで、どの金融機関に預金保護制度上、安全に利息がつく預金に預け入れができるか分かりません。水道と市の逆もまたしかりです。

地方債を財政融資資金や地方公共団体金融機構資金で引き受けてもらうことと、銀行等引受資金で引き受けてもらうのと、どちらが有利かを判断するためには、企業会計も含めて総合的に預金や借入れ、地方債を管理することが必要です。債券を購入したり、定期預金に預けたりする際には、総合的に管理しないと有利に管理することはできません。また、各基金の額が適正かどうかを見直したり、基金に底だまりがあれば適切に運用されているか、確認したりする必要もあります。

この2点について、総合的に管理ができる所管はどちらになりますでしょうか。

○泉井智弘議長 会計管理者。

○杉 公子会計管理者 市債の借入れや償還は行政経営部、定期預金等資金管理は会計室が担当しており、必要に応じて調整や連携を図っているところでございます。今後も市場金利をさらに意識することにより、確実かつ有利な資金管理に努めてまいります。以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。
(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 本年度の文教市民常任委員会では、基金が有効に運用や活用をされてない事例が見受けられました。来年度は各基金の額が適正かどうかを見直したり、各金融機関との債権債務を総合的に管理して、総合的に効果的に運用したりしていただきたいと存じます。

この2点について、総合的に管理する所管を定め、実施していただくことを副市長にお願いいたします。御見解をお聞かせください。

○泉井智弘議長 会計管理者。

○杉 公子会計管理者 まずは、担当より御答弁申し上げます。

会計室におきましては、引き続き各基金担当所管と連携を図り、また、企業会計を含む借入額を把握した上で、定期預金の預け入れや債券の購入を行うなど、効果的な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 今後の基金運用につきましては、会計室を主担当、行政経営部を副担当、各基金の所管部をメンバーとする関係部会議を毎年定期的に開催し、企業会計も含めて、より効果的な管理運用に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 31番 橋本議員。
(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 ありがとうございます。そのように御答弁いただきましたら、今後そのような形で効果的に運用されることを期待しますと、それし

か申し上げられないんですけど。

ちょっと法人格としては、会計室所管分も企業会計も、法人格としても同じ吹田市にもかかわらず、やっぱり分かれてしまったというところで、企業会計を適用された中で、ちょっとそこがなかなかどこかという、取りまとめというのが、ちょっと移行期間という面もあったのかなと思います。

先ほど申し上げさせていただいたように、これから金利も上がってくることも予測されますし、ぜひ効果的な運用ができるように、先ほどおっしゃっていただいたような形で管理していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。
(1番益田議員登壇)

○1番 益田洋平議員 日本共産党の益田です。高齢者福祉施策について伺います。

ホームヘルパー、ケアマネジャー、施設等の介護職員等の人手不足はより一層深刻となり、介護事業者の撤退・廃業、訪問介護事業所の消滅など、全国的に介護基盤の崩壊の危機とも言える事態が生まれています。2025年は団塊の世代が75歳以上となる年で、介護給付費は約320億円と過去最大となっております。重層的支援体制整備事業等、新たな提案がされている事業どれもが介護福祉事業者、専門職の存在なくしては成り立ちません。高齢者福祉行政を推進する上で、介護福祉の提供体制を維持するために、国にその責任を果たすよう求めつつ、基礎自治体として効果的な施策を講じることは、重要課題と考えます。

市長は施政方針で、そうした内容や具体策について一言も触れられていませんが、なぜでしょうか。市長の御見解を伺います。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは、担当よりお答えいたします。

高齢福祉施策につきましては、65歳以上の人口がピークとなる2050年を見据えて、介護・保険サービス基盤の確保と、地域包括ケアシステムの深化・推進など必要となる取組について、全庁的に進めているところでございます。高齢者が、住み慣れた地域

で安心して暮らし続けるために必要となる施策を実施できるよう、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御質問の施策につきましては、施政方針において広い意味での福祉力を発揮し続けること、健康寿命のさらなる延伸を図ること、市民満足度の向上を図ることを、市政運営の基本方針としてお伝えをしているものです。

また、これまでも御説明をしているとおり、施政方針は個別具体的な事業を網羅的に述べているものではないです。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 介護・福祉の提供体制、基盤を確保し充実させることは、高齢者はもちろん元気世代、若者世代の暮らしや権利を守り、地域経済の好循環に寄与するものであると考えます。その視点で、全庁的な取組を具体的にぜひ進めていくよう求めておきます。

市長は施政方針で、介護予防や健康づくりについて実効性ある施策を推進すると述べられています。2025年度新たに実施する取組は何か、担当理事者に答弁を求めます。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 次年度の介護予防に資する新たな取組といたしましては、いきいき百歳体操開始から10年が経過していることから、いきいき百歳体操グループ及び、ひろばde体操の全体交流会を実施する予定としております。グループ同士の交流や、参加者の体力測定結果から見える効果報告を通して、活動への機運を高めるとともに、広く市民にも周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 9月議会の質問で、住民主体の介護予防活動について、財政的支援を含め検討す

ると前向きな答弁をされていましたが、2025年度当初予算に含まれていないようです。どのような検討をされた上で予算化されなかったのか、その経緯についてお答えください。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 昨年7月に、いきいき百歳体操活動グループの代表者にアンケートを実施し、検討を進めております。アンケートでは、開始当初の困り事をお聞きしておりますが、立ち上げから年数が経過しているグループも多く、57%のグループが特になしと回答しているなど、当初の悩み事を十分に把握することができませんでした。

本事業については、高齢者の筋力アップや体力づくりはもとより、高齢者の社会参加促進や、参加者同士の見守り合いにもつながる効果的な取組でございます。高齢者の積極的な活動が地域で広がっていくよう、引き続き財政的支援も含めて、効果的な支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 よろしくをお願いします。

山田第五小学校と山田第三小学校の統廃合について伺います。

山五小学校と山三小学校の統廃合まで1か月余りとなりました。9月定例会で私は、山五小学校の保護者の声を紹介し、児童のことをよく知る教職員を配置するよう最大限の努力を求めましたが、配置の見込みについてお答えください。

○泉井智弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 山田第三小学校と山田第五小学校の統廃合に係る教職員の配置につきましては、教職員の個別事情を勘案した上で、両校の児童がスムーズに新学期を迎え、安心した学校生活が送れるよう、児童のことをよく知る教職員の配置に努めております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 統合後のクラス編制について

伺います。

現在の山三小学校の各学年のクラス数とそれぞれの児童数及び2025年4月以降の各学年のクラス数とそれぞれの児童数をお答えください。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 令和6年5月時点で、1年生が2クラス47名、2年生が2クラス44名、3年生が2クラス42名、4年生が2クラス55名、5年生が2クラス48名、6年生が2クラス43名です。

令和7年度は、1年生が60名、2年生が75名、3年生が71名、4年生が62名、5年生が83名、6年生が63名と見込んでいます。

なお、7年4月以降のクラス編制につきましては、大阪府の加配職員の配置の有無などを考慮して、学校においてクラス編制が検討されるものであり、現時点では未定となっております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 数点伺います。吹田市はダブルカウントをしませんので、統合後の新2年生で1クラス37名から38名、新3年生でも35名から36名となりそうです。その他の学年でも1クラスの児童数は増えます。子供たちの教育環境がよくなると言えるのでしょうか。とりわけ新2年生、新3年生については、子供たちが安心できるクラス編制となるよう求めますが、御所見を伺います。また、1クラスの児童数が増えることで、保護者から不安の声や要望などが学校に寄せられると思います。その対応を学校任せにせず、統廃合を進めてき教育委員会がその責任を果たすよう求めますが、御答弁をお願いします。

○泉井智弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 公立学校の学級編制につきましては、令和3年施行の法改正により、1学級当たりの児童数の上限が段階的に引き下げられ、令和7年度より小学校全ての学年において35人が標準と定められているところでございます。

この人数は、安全、安心な教育環境の下、誰一人取り残すことなく、個別最適な学びと協働的な学び

を実現するため、児童一人一人にきめ細やかな指導を可能とする指導体制であると認識しております。また、児童数が増加することで、集団生活を通して様々な資質の向上を培うことができる教育環境となるものと考えております。

なお、学級編制は現在未定ですが、統合に伴い児童が不安に感じる状況が生じた際には、加配を予定している教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、心理的なケアを継続して行うなど、児童にしっかりと寄り添ってまいります。

次に、学級編制につきましては、児童にとってよりよい教育環境となるよう、法で定める1学級当たりの標準人数を基に、配置された教職員を効果的に配置するなど、学校において総合的に判断されるものですが、教育委員会からも支援、助言を行ってまいります。

加えて、効果的な学校運営ができるよう、職員の加配や教室改修など、学校と密に連携を取りながら、必要な対応を進めてまいります。なお、統合後、保護者に対しまして説明すべき事項が生じた際には、学校との役割分担の下、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 山五小学校の跡地活用について伺います。

11月定例会では、地域諸団体がこれまでどおり山五小跡地を利用することができるよう検討を進めているとのことでした。検討結果についてお示ください。

また、4月以降の利用方法について、諸団体への説明や確認等はされているのでしょうか。また、諸団体の利用に際し、窓口担当所管はどこなのか、また施設管理者は誰になるのか、それぞれ詳細にお答えください。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 山五小の跡地につきましては、令和7年度は教育委員会において、周辺校の部活動で暫定的に活用する方向であることから、その

活動に影響のない範囲で地域利用も可能と考えております。令和8年度以降につきましては、引き続き活用方法を検討していくことから、地域利用の可否についても併せて考えてまいります。

なお、地域団体に対しましては、窓口となっているそれぞれの担当所管から、必要に応じて情報提供を行うなど、対応を行っているものと認識しております。

最後に、山五小跡地の管理者につきましては、令和7年度は部活動での活用であることから、教育委員会で設置するものとしており、それ以降につきましては、施設の利用状況に合わせて検討してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 必要状況に応じて情報提供を行うということですが、積極的に情報提供を行うようにお願いします。

続けて、1月19日、山五地区では防災訓練に組み込まれました。住民からは、引き続き山田第五小学校施設を、要配慮者や周辺地域住民が避難できる指定避難所として活用したいという声が寄せられています。4月以降も山五小跡地施設を指定避難所とすべきと考えますが、答弁を求めます。

○泉井智弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 現在、山田第五小学校の今後の施設の管理方法など、在り方が未定でございますため、避難所の指定につきましても現時点では決定しておりませんが、避難所の支援につきましては、内閣府より避難所等の場所から、被災者である人へ支援の転換の必要性が示されており、本事案につきましても、避難所の指定の有無にかかわらず、避難生活者への必要な支援をしまいる所存でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 教育委員会に伺います。今の答弁で、今後の施設の在り方が未定で、避難所の指

定も未定とありました。施設管理者は教育委員会と決まっているにもかかわらず、一体どうなっているのでしょうか。教育委員会は避難所についてどのように考えているのか、直ちに危機管理室と協議し、住民へ説明を行うべきです。答弁を求めます。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 山五小と山三小の統廃合につきましては、子供たちにとってよりよい教育環境を速やかにつくることを目的に進めたものであり、その後、跡地の有効活用を検討するに至ったものでございます。

そのため、教育委員会においては、令和7年度は部活動で暫定的に利用するという方向を定め、令和8年度以降の当該施設等の在り方につきましては、長期的な視野に立って検討、整理を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 今の答弁では、地域住民の声や願いというのがほったらかしになっているということではないでしょうか。

2月24日、山五地区自治連合協議会より陳情書が出されているように、住民は山五小跡地を指定避難所として継続されることを望んでおられます。そのことを念頭に置いて、早急な対応を行うよう強く求めておきます。

2026年度以降の活用方法は引き続き検討されることですが、検討スケジュール、検討方法、住民への意見聴取や住民参画の有無についてお示ください。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 令和8年度以降の教育委員会における山五小跡地の活用方法につきましては、現時点では詳細をお示しできる段階ではございません。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 一日も早く詳細を明らかにし

ていただきまして、地域の方も含めてお知らせをいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

大阪・関西万博について伺います。

吹田市教育委員会は1月29日、学校単位での遠足を見合わせる判断をされました。その判断に至った経過と対応をお示してください。

○泉井智弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業への参加につきましては、児童、生徒の健康維持や安全確保の具体的な方策を確認するため、令和6年7月3日に、市教育委員会から府教育庁に対しまして、学校単位で参加する上で懸念される40項目について質問をいたしました。

その後、庁内の関係部署との協議を実施し、次年度の学校行事を計画する令和6年12月末時点で、府教育庁取りまとめの回答を確認いたしましたが、団体休憩所や待機場所が屋根のみで空調設備がなされていない、中学生の昼食場所が確保されていないなど、熱中症対策が不十分であること。また、会場周辺及び会場内における児童、生徒の導線や点呼・待機場所が十分に確保されていないことなどから、学校行事として本事業に参加することについては、見合わせる判断といたしました。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 学校でチケットIDが配付されるということですが、その手続は誰がどのように行うのでしょうか。学校現場に負担をかけるべきではないと考えます、お答えください。

○泉井智弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 こども招待1日券であるチケットIDの手続につきましては、本市教育委員会が市立小・中学校分をまとめて、招待事業事務局に対して必要な手続を行います。その後、本年4月中旬に、招待事業事務局から各学校へチケットIDが送付されるとの説明を受けておりますことから、各学校を通して児童、生徒へ配付する予定でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 各学校で保護者に配付された大阪・関西万博の遠足を見合わせるに当たっての文章には、児童、生徒の健康維持や安全確保策が不十分であった点が示されています。ただ、それだけでは大阪府教育庁宛ての40項目の質問のうち、25項目しか方針が示されず、そのうち配慮が認められたものは2項目だったということは保護者には伝わりません。大阪府教育庁宛ての40項目の質問と回答について、ホームページ等で公表し、保護者に周知されてはいかがでしょうか。

○泉井智弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 2025年大阪・関西万博への学校単位での招待事業のホームページ上のメニュー欄に、FAQ（2024年7月実施説明会分）として、本市の懸念事項40項目を含むFAQが掲載されていることから、市ホームページでの掲載は予定しておりませんが、御指摘の内容につきましては、今後、招待事業事務局から配付されるチケットIDを配付する際の保護者宛通知に、2025年大阪・関西万博への学校単位での招待事業のホームページのQRコードを掲載するなど、その周知方法について検討してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 そのホームページでは、本市の質問、それに対する回答が分からないので公表してはどうかと求めています。教育委員会は質問を公文書で行われました。にもかかわらずいまだに回答がないということです。公文書による回答がないということです。大阪府教育庁の対応は極めて不誠実だと言わなければならないのではないのでしょうか。これで安全に遠足に連れていけるはずがないというふうに思います。

大阪府による万博記念公園駅前周辺地区活性化事業についてお尋ねをいたします。

事業予定者は1月15日、昨年7月16日に窓口に届けられた大規模開発事業構想届出書及び環境まちづ

くり影響評価の提案書を取り下げ、新たな同届出書及び同提案書を提出しました。改めてその経緯をお示しください。また、どのような事業計画で、どのような手続が進められることになるのでしょうか。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、都市計画部より御答弁申し上げます。

令和6年（2024年）7月に提出のあった事業計画は、千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例に適合していないため、大阪府に対して事業予定者に事業計画の再検討を促すよう求めてきたところです。その後も状況が変わらなかったことから、大阪府知事に対し、10月28日付文書にて申入れを行いました。

この文書が発端となり、大阪府が万博記念公園駅前周辺地区活性化事業計画検討アドバイザー会議及び大阪府戦略本部会議を開催し、提案事業計画が変更されたと認識しております。

その後、事業者が令和7年1月15日に大規模開発事業構想届出書及び環境まちづくり影響評価の提案書の取下げを行い、同日に事業計画を変更した大規模構想事業届出書等を再提出したものです。

再提出された、大規模開発事業構想届ではアリーナや商業施設、ホテル、オフィス、家族向け共同住宅等の建設を予定した事業計画となっており、万博外周道路内側の住宅建設用地は除外されています。

大規模開発事業構想届の今後の手続としましては、事業の構想について事業者が関係住民へ説明を行った後、本市が構想に対する関係住民の意見を受け付けます。その後、意見に対する事業者の見解を求め、公表するという手続を行うことになります。なお、このやり取りは再度行うことが可能となっているものでございます。

大規模開発事業の構想手続が完了した後は、吹田市開発事業の手続等に関する条例、いわゆる、すまいる条例に基づく事前協議、都市計画法に基づく開発許可申請や、建築基準法に基づく建築確認申請等の各種法令に基づく手続が行われることになります。

以上でございます

○泉井智弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 次に環境部からは、環境影響評価の手続について御答弁申し上げます。

環境影響評価制度の手続には、事業者による図書の提出、住民との意見交換会、環境影響評価審査会での審査、審査後の審査会答申、答申を基にした市から事業者への意見等の送付などがございます。

審査を受ける図書につきましては、提案書と評価書案があり、それぞれの図書について同様の手続があり、事業者は市からの意見等を踏まえ、評価書案と事後調査計画書を作成し、それを提出した後、工事着手が可能となります。

工事着手後におきましても、事後調査の手続があり、その結果につきましては市に報告され、必要に応じて審査会で審査を行い、追加の取組を求めることとなっております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 手続が進められるということですが、新たな同手続書、同提案書が提出される1月15日までに、大阪府と事業予定者は住民に対して何らかの説明、あるいは意見交換などを行ったのでしょうか、お答えください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、都市計画部から御答弁申し上げます。

昨年7月16日に提出された大規模開発事業構想届出書から、新たな構想届出書が出されるまで、すまいる条例に基づく住民説明は行われておりません。

以上でございます。

○泉井智弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 環境部からも御答弁申し上げます。

昨年7月16日に提出されました環境影響評価提案書から、新たな図書が提出されるまでの間、吹田市環境まちづくり影響評価条例に基づく住民説明は行われておりません。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 つまり届けを出されるまでに説明は何もやられてないということですね。

その下で、2月15日、16日、吹田市環境まちづくり影響評価条例に基づき意見交換会が開催されました。どのような意見等があったのか、参加人数と併せてお答えください。

○泉井智弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 2月15日、16日に開催された環境影響評価提案書に係る意見交換会は、事業者が主催のため、正確な参加人数は後に報告を受けることとなりますが、概算では、15日が160人程度、16日が100人程度であったと認識いたしています。

この意見交換会は、関係地域の住民と環境の保全及び良好な環境の創造の見地から意見交換するもので、該当する御意見としましては、万博外周道路及び周辺道路の渋滞や通学路の安全確保などの交通問題について、災害時の建築物の耐震性や当該地の避難地としての機能について、高層住宅供用に伴う周辺住民や中学校、高校へのプライバシーの確保、景観、風害、ヒートアイランド対策などについて御意見がございました。

その他の御意見としましては、大阪府が土地を売却し、住宅が建設されることへの反対、大阪府が意見交換会に出席していないことや、いわゆる保留地の計画が白紙のまま行政手続が進められることへの不満などがございました。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 私も両日参加いたしましたが、参加者の皆さんからは、このその他御意見というのが重要ななと思ってますが、不満が大爆発と、そういうような状況だったのではないかなというふうに私は捉えております。

事業スケジュールでは、第1期事業でアリーナ棟と外周外側の用地2、用地3の共同住宅を4年間で建設し、その後、3年間の期間を空けて第2期事業が始まります。この3年の期間に現在保留地となっている、保留地の代替案が示されると考えるのが自然ではないでしょうか。つまり、保留地も一体の計

画になっているというわけです。保留地代替案が明確にされない下で条例手続を進めないでいただきたい、御答弁願います。

○泉井智弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 吹田市行政手続条例により、申請書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることなど、形式上の要件に適合している場合は、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければなりません。そのため、申請上対象区域外に位置する、いわゆる保留地の計画が明確にされていないことを理由に手続を止めることはできません。

一方で、今後決定される保留地の事業内容や時期によりますが、面積の大きさなどから、再度、全ての手続の実施が必要となる場合もあると想定しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 これまで住民は一体の事業計画として説明を受けてきました。だから、5月15日、16日の意見交換会で保留地代替案が明確にされない下で手続を進めるなど、厳しく指摘する声が上がりました。

私の下にもこの事業の推進者で大阪府に対する怒りの声が多数寄せられています。私たちの財産である公園が切り売りされ、マンションが建設される。日常の暮らしに大きな影響があるわけですから、当然だと思います。この手続を進めることに多くの住民の納得が得られているとは言えません。大阪府が住民の声に真摯に向き合い、道義を尽くすまで、せめて手続は保留にすべきと申し述べておきます。

環境アセスメントについて伺います。

まず、周辺住民は土日・祝日など、日常的な交通渋滞に悩まされています。周辺住民にこれ以上の交通環境の負荷をかけてはならないと考えますが、御所見を伺います。

○泉井智弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 土日・祝日、特に市立吹田サッカースタジアムでの試合や万博記念公園でのイベント等が実施される際は、万博外周道路を中心に交通

渋滞が発生していることは認識いたしています。そのため、交通環境につきましては、負荷を最小限に抑える対策が講じられるよう、環境影響評価審査会の中に、今回立ち上げる交通に関する部会等の審議を十分に踏まえ、関係部局とも連携を図り、事業者を適切に誘導してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 環境影響評価提案書で、著しい渋滞が発生する特異日の増加を最小限にとどめる対策が必要とあります。最小限にとどめる対策では困るんです。渋滞が発生する特異日をこれ以上増やさない調査や対策を求めます。御答弁ください。

○泉井智弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 本事業における交通環境への負荷低減、公共交通機関の増強など、交通分野に係る調査・予測・評価、そして、環境取組の実施は極めて重要であると認識いたしています。そのため、環境影響評価審査会に交通分野に関する部会を立ち上げ、重ねて御審議いただき、適切な対策が確実に講じられるよう、事業者を誘導してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 2022年2月定例会で私は、国交省の道路アセスメント検討会の提言を示し、動的手法による交通調査を基本とするよう求めました。担当理事者は、環境影響評価審査会の意見も踏まえ、動的手法による予測評価が実施されるよう事業者に働きかけると答弁されています。市長も、精度の高い予測に基づいた効果的な対策を講じ、地元の皆さんの心配に応えたいと答弁しています。

しかし、提案書では動的手法による調査は補足的なものとなっています。動的手法を基本とするよう、事業者に働きかけはしたのか。予測手法の変更が必要と考えますが、市長に答弁を求めます。

○泉井智弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 まずは、担当より御答弁申し上げます。

平成25年度（2013年度）に評価書が提出されましたEXPOCITY及び市立吹田サッカースタジアムの環境影響評価の際に、補足的に実施された動的手法は、道路交通に関する予測・評価におきまして一定有効な手段であったと認識いたしております。本事業の予測・評価の方法につきましても、事業者が補足的に動的手法を用いることを提案はしておりますが、今後開催されます環境影響評価審査会の交通分野に関する部会などでは、最新の知見なども踏まえた審査が行われます。審査結果において、動的手法を基本とする予測が必要と判断された場合は、本市より事業者に対し、その実施を求めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御質問の動的手法というのは、私がエキスポランド跡地複合施設開発事業を担当していた際に、事業者に求め、本市の案件で初めて採用された交通予測の動的シミュレーションのことです。当時としては先進的な交通予測手法でしたが、コンピューターシミュレーション技術が飛躍的に進んだ現在、交通条件を変数化した予測モデルを用い、定量的に渋滞予測を行うことは、事業者に特段の負担がかかる手法ではなくなってきています。

さらには、交通問題が環境影響の大きな懸念事項となることを考えると、それは必須であろうと私は理解しております。その点も含めて、審査会の専門的な御意見を賜りたいと存じます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 用地3は広域避難地に指定されています。吹田市地域防災計画では、火災の延焼拡大から住民の安全を確保できる場所として指定しています。大阪府防災都市づくり広域計画では、府民の御理解を深め、効果的・効率的に都市災害対策を進め、広域避難地の確保の取組として位置づけられています。

地域住民は広域避難地として認識し、有事に備えておられます。防災の観点で、大阪府は住民に説明

や意見聴取はされたのでしょうか。吹田市としてどのように対応されたのか、答弁を求めます。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 これまでの任意の意見交換会の中では、大阪府及び事業予定者が、防災の観点で事業計画の内容を住民に対して説明を行ったとは聞いておりません。大阪府に対しては、事業予定者が決定されて以降、毎年、大阪府当初予算に対する意見・要望において、関係法令への適合はもちろんのこと、本市の諸計画に整合するよう求めてきたところです。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 大阪府の対応としては、何もやられていないということです。地域住民からは、緑の文化公園を守ってほしい、外周外側のマンション計画について反対の声が上がっています。地元連合自治会からも要望書が出されています。市長はこのことをどう受け止めておられるのでしょうか。今後、市民から寄せられる意見や要望に寄り添い、丁寧に応じることを求めますが、市長の御見解をお聞かせください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは、担当から御答弁申し上げます。

すまいる条例に基づく大規模開発事業構想の手続により、事業者から意見に対する見解書を公表することになります。今後、提出される意見を真摯に受け止め、よりよい開発計画となるよう事業者に求めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま担当より行政手続上の説明をさせていただきました。EXPOCITY、スタジアムといった万博周辺での大規模開発事業におきまして、これまでも本市が手続条例として環境まちづくり影響評価条例を有するからこそ、関係住民の御質問、御意見を事業者と行政が直接お聴きし、御理解を得る機会を持つことができてきました。

その結果として、当初計画には織り込まれてなかった様々な環境配慮が現在実現されております。今回の事案につきましても、全国的にも珍しい住民意見を十分反映できる条例の運用により、可能な限り関係住民の御意見をお聴きをしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 周辺地域には、これまで培われてこられました、育んでこられました歴史、そして暮らし、市民一人一人が大切にされてきた文化、それに伴う価値があります。それを大阪府がこの事業で大きく変えようとしているわけです。住民の納得が得られない下で進めてはならない、そのことを申し上げまして質問を終わります。

○

○泉井智弘議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は明日、2月28日（金曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後4時27分 散会）

○

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	泉井智弘	
吹田市議会副議長	山根建人	
吹田市議会議員	白石透	
吹田市議会議員	乾 詮	